

平成 29 年 第 3 回 (定例)
須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 29 年 9 月 1 日

平成 29 年 9 月 7 日

平成 29 年 9 月 13 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (9 月 1 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	8
議案第 47号	12
議案第 48号	13
議案第 49号	13
議案第 50号	13
議案第 51号	14
議案第 52号	14
議案第 53号	15
議案第 54号	15
議案第 55号	16
議案第 56号	17
議案第 57号	19
議案第 58号	20
議案第 59号	20
議案第 60号	21
報告第 2号	22
報告第 3号	23
諮問第 1号	23
諮問第 2号	24

第 2 号 (9 月 7 日)

議 事 日 程	25
本日の会議に付した事件	25
出 席 議 員	25

欠席議員	25
議会事務局職員出席者	25
説明のため出席した者	25
開議宣言	26
14番議員 今村 桂子	26
1番議員 児玉 求	37
6番議員 田ノ上 真	44
7番議員 松山 力弥	48
散会	55

第 3 号 (9 月 13 日)

議事日程	56
本日の会議に付した事件	56
出席議員	57
欠席議員	57
議会事務局職員出席者	57
説明のため出席した者	58
開議宣言	59
議案第 47号	59
議案第 48号	62
議案第 49号	63
議案第 50号	63
議案第 51号	64
議案第 52号	65
議案第 53号	70
議案第 54号	71
議案第 56号	72
議案第 57号	74
議案第 58号	75
議案第 59号	76
議案第 60号	76
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙	77
委員会の閉会中の継続調査について	78
議員の派遣について	79
閉会	79

議事日程(第1号)

平成29年9月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第47号 平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第48号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第49号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第50号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第51号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第52号 平成28年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第54号 名誉町民の推戴について
- 日程第13 議案第55号 須恵町監査委員の選任について
- 日程第14 議案第56号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第57号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第58号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第59号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第60号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 報告第2号 平成28年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第20 報告第3号 平成28年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第 47 号 平成 28 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 議案第 48 号 平成 28 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 議案第 49 号 平成 28 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 議案第 50 号 平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 議案第 51 号 平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10 議案第 52 号 平成 28 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
日程第 11 議案第 53 号 工事請負契約の締結について
日程第 12 議案第 54 号 名誉町民の推戴について
日程第 13 議案第 55 号 須恵町監査委員の選任について
日程第 14 議案第 56 号 平成 29 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 15 議案第 57 号 平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 16 議案第 58 号 平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 17 議案第 59 号 平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 18 議案第 60 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 19 報告第 2 号 平成 28 年度須恵町健全化判断比率の報告について
日程第 20 報告第 3 号 平成 28 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
日程第 22 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（14名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重

6番	田ノ上真	7番	松山力弥
8番	猪谷繁幸	9番	田原重美
10番	合屋伸好	11番	原野敏彦
12番	三上政義	13番	柴田真人
14番	今村桂子	15番	三角良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋裕史	副町長	平松秀一
教育長	安河内文彦	総務課理事	満行誠
上下水道課理事	石井浩二	健康福祉課理事	小林はつみ
住民課長	梅野猛	子ども教育課長	御手洗文生
税務課長	合屋浩二	地域振興課長	稲永勝章
健康福祉課長	長澤義一	都市整備課長	甲木圭二
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
社会教育課長	吉川聡士	会計管理者	今泉俊裕
総務課課長補佐	諸石豊	監査委員	百田清二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。酷暑も過ぎて、近ごろは、朝晩はめっきり涼しくなりました。しかし、これからが夏ばての症状が出るそうでございますので、皆さん、御自愛なされますように。

また、きょうは、インターンシップで大学生の皆さんが傍聴に見えております。恥ずかしくないように、ひとつよろしくお願ひします。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があつており、許可したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ただいまから、平成29年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。ただいまより議会運営委員会の報告を申し上げます。

平成29年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

去る8月25日、午前10時より議会運営委員会を開催し、平成29年第3回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回、提出された案件は、議案が14件、報告2件、諮問2件、ほか町長諸報告4件並びに閉会中の組合議会報告4件でございます。

会期は本日9月1日から9月13日までの13日間としております。

委員会付託につきましては、議案第47号から第52号まで、決算認定議案であり、一括提案として決算審査特別委員会に付託し、議案第56号は予算審査特別委員会に付託します。常任委員会につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会2件、議案第55号監査委員の選任及び報告2件、諮問2件につきましては、本日、採決を行います。

一般質問は、9月の7日午前9時から行い、終了後、全員協議会を特別会議室において開催いたします。

9月13日、最終本会議では、議案13件の採決を行うようにしております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月13日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月13日までの13日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番議員、3番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 9月定例会を開催いたしましたところ、全員御出席のもとに議会開催できますことをまことにうれしく思っております。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。報告の順番が若干変わるとは思いますが、まず最初に、北部九州豪雨にかかわる支援を1番にさせていただきたいというふうに思っております。

九州北部豪雨に係る支援について

平成29年の7月の5日、6日にかけて発生いたしました九州北部豪雨の災害に対しまして、被災されました皆様方にまずもお見舞いを申し上げますというふうに思っております。

さて、本町では、被災された市町村への人的支援といたしまして、8月までに9名の職員を現地に派遣いたしております。救援の集積場、それから、災害ごみの受付、被災者の相談業務などを行ってまいりました。このほかにも、災害ボランティアとして、本町の消防団員あるいは一般町民の方々が支援活動に参加されていると伺っております。

また、糟屋郡の7町では、義援金といたしまして、東峰村、朝倉市、添田町に合計1,200万円をお送りいたします。そのうち、本町からは138万円を予備費から支出いたしております。

災害発生から2カ月を経過いたしておるわけですが、被災地の1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げますとともに、今後とも積極的に支援活動を行ってまいりたいと、そのように思っております。

平成28年度一般会計決算について

次に、28年度の一般会計決算について御報告申し上げます。

平成28年度一般会計決算につきましては、歳入総額89億8,213万2,030円に対しまして、歳出総額は86億6,168万5,390円、歳入歳出差引額は3億2,044万6,640円でございます。前年度決算に対しまして、歳入は1.8%、歳出は1.2%の増となっております。平成27年度をさらに上回る決算を出しております。平成28年度の決算額は歳

入歳出ともに過去最高であったというところでございますが、そのように、決算の最高額を更新いたしております。

財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、85.5%から88.6%へ、3.1ポイント硬直化をしたわけでございますが、これは、経常一般財源収入の地方交付税並びに臨時財政対策債の減少が経常収支比率を押し上げた大きな要因であると思っております。

では、具体的に、歳入から申し上げますと、町の自主財源の7割を占めております町税でございますが、28億6,263万円となっております。主に、個人住宅あるいは事業所並びに償却資産の増によりまして、固定資産税の税収が伸びており、町税全体で2.9%の増となっております。

次に、本町予算の約2割を占めます地方交付税は、19億9,894万円でございます。率に対しまして6.6%の減となっております。人口あるいは事業所の増加によりまして、町税収の増加のため、交付税額が減額となったというふうに分析いたしております。

前年度より大幅に増加したのは繰入金でございます。財源不足の補填といたしまして、財政調整基金を3億円取り崩して、歳入へ繰り入れております。

次に、歳出でございますが、まず、人件費でございますが、12億618万円。3,388万円の増額でございます。率にいたしまして、2.9%でございます。職員数に対しましては、27年度末の退職者が4名、28年度の採用10名で、6名の増でございました。

次に、普通建設事業でございますが、11億3,653万円。前年度同様に、公共施設の整備など、大きな事業を行っております。1,497万円の増額になります。率にいたしまして、1.3%の増でございます。

平成28年度の主な事業といたしましては、補助事業では、須恵東中学校の大規模改造、城山団地の道路改良、旅石・乙植木線の舗装改良のほか、オープンイノベーションセンター、これは仮の名前でございますが、の建設など、施工をいたしました。

単独事業では、アザレア幼児園跡の駐車場整備のほか、平成27年度から継続事業としてアザレア幼児園の建設、文化会館空調更新、須恵中学校校舎外壁の改修などを行いました。

次に、繰出金でございますが、平成28年度への特別会計への繰出金は11億9,722万円で、1,619万円の増額でございます。率にいたしまして、1.4%の増でございます。

主なものといたしましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への約6億2,700万円、公共下水道事業特別会計への約2億6,800万円の支出でございます。介護保険事業への約2億6,400万円の繰り出しでございます。なお、財政調整基金、減債基金につきましては、利子あるいは不動産売買収入535万円を積み立てております。

基金の取り崩しにつきましては、当初予算では、財政調整基金5億6,000万円を繰入金の

予算として計上しておったわけですが、最終的には、財政調整基金から3億円の取り崩しとなりました。財政調整基金、減債基金を合わせましたところ、平成28年度末の基金残高は25億8,246万円となっております。

今後も多くの公共施設の整備・更新が控えておりまして、財源の確保が最も懸念されておるところでございますが、議員皆様、町民皆様の御理解と御協力を今後とも願うものであります。

最後に、議案の提出に合わせて、財政健全化法によります財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見をつけまして御報告しておりますが、両比率に対しましては、昨年度に引き続き、正常の範囲内であることを申し添えます。

無料Wi-Fiによる住民へのインターネット接続サービスの提供について

次に、無料Wi-Fiによる住民へのインターネット接続サービスの提供についてでございます。

来月10月2日からでございますが、町民の利便性の向上を図るために、無料Wi-Fiの利用を開始いたします。利用できる施設といたしましては、庁舎、アザレアホール須恵、地域活性化センター、須恵町図書館の4カ所でございます。このサービスは、スマートフォンなどの端末からインターネットへの接続を無料で提供するものでございます。

現在、情報通信インフラの中でも、災害に強く、地域活性化のツールといたしましても有効なWi-Fiへの注目が高まっておるところでございますが、このWi-Fiは、電話回線が混雑して利用できない場合でも、インターネットにアクセスしやすく、また、スマートフォンを初め、利用可能な端末が急速に普及している現在では、災害時におきましても、効果的に情報を受発信できるものでございます。

一方、無料Wi-Fiの利用に関しましては、最近、サイバー犯罪などの取り沙汰をされておりますが、今回提供します無料Wi-Fiは、セキュリティ対策といたしましても、WPA2という最新の暗号化を施し、その安全性を高めております。また、児童なども利用することが考えられますので、フィルタリングをかけることによって、有害な情報へのアクセスも制限いたします。

なお、町民皆様の周知につきましては、広報9月号あるいはホームページに掲載して、多くの方々に利用を促すようにいたしております。

平成28年度水道事業会計決算について

次に、28年度の水道事業決算についてでございます。

平成28年度は平年以上の雨量に恵まれまして、水の安定供給ができたと思われまます。平成28年度収支は、消費税抜きで、水道事業収益が5億9,980万9,939円に対しまして、同経費は5億5,567万9,721円で、差し引き4,413万218円の黒字となっております。

収入面では、長引く経済活動の停滞、節水意識の浸透など、水需要はここ数年横ばい状態であり、水道料金の伸び悩みが生じております。費用面では、経費の削減に努めてまいりましたので、4,400万円余りの純利益となっております。

その結果、当年度未処分利益剰余金は4億659万6,419円となりました。今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図りまして、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。一質問なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので、報告をいたします。

去る8月16日、平成29年第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっておりますので、御参照ください。

まずは、組合長報告ですが、し尿処理施設「酒水園」につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、平成28年度の搬入量は1万3,976キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われています。

しかし、施設は昭和57年より稼働し35年が経過、老朽化が進んでいる現状で、点検、維持、補修を繰り返しながら延命化対策を図っています。

また、クリーンパークわかすぎの運営・管理につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しており、RDF施設では、平成28年度1年間で約4万2,080トンの可燃ごみを処理し、約2万4,902トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しました。

リサイクルプラザでは、約2,572トンの不燃・粗大ごみを処理しており、そのうち、有価物としてアルミ缶、スチール缶合わせて150トン、ペットボトル180トン、破碎鉄、2級鉄、アルミ缶等370トンを排出し、約2,869万円の売却益が出ています。

大牟田リサイクル発電関係につきましては、6月30日に株主総会が行われ、平成34年度末

で大牟田リサイクル発電事業の終了が報告されています。当期の稼働実績としては、平成28年度熊本地震により、阿蘇広域行政事務組合のRDF製造施設が被災し、一時RDFの搬入がとまり、搬入量が減となったのに伴い、焼却量も減っています。その結果、当期純利益は前期比7,612万4,000円減の2億5,182万1,000円を計上し、繰越利益余剰金は8億322万5,000円となったとの報告がありました。

最後に、事業延長に関する地元対策事業につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間で行うこととなっており、平成28年度においては、3井堰の改修等4,281万7,600円の周辺環境整備を行い、今後も継続していくとの報告があっております。

続きまして、議案ですが、議案第4号は、平成28年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入総額24億4,096万8,947円、歳出総額22億3,187万4,848円で、歳入歳出差引残高は2億909万4,099円となっています。須恵町の分担金は4億7,818万4,000円で、3町分担金総額の30.67%となっています。全員賛成で認定としています。

議案第5号は、平成29年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてです。

主なものは、歳入では、構成町3町分担金の減額。志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額です。須恵町負担金については2,905万9,000円の減額となっています。歳出では、地元との施設の稼働延長協定による諸条件を、平成28年度から3年間で実施する地元対策負担金8,714万6,000円の増額です。全員賛成で可決しています。

なお、議案書及び平成28年度歳入歳出決算書については、議員控室に置いておりますので御参照ください。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合報告をさせていただきます。

平成29年8月17日に、粕屋南部消防本部において第3回定例会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第14号粕屋南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、国法との整合性を図るため、勤務時間に関する条例と休日及び休暇に関する条例の改廃を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第15号粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員に対する育児休

業など、現行条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第16号平成28年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額19億9,242万9,144円、歳出総額19億6,033万8,954円、歳入歳出差引額3,209万190円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第17号平成28年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額4,791万5,956円、歳出総額3,776万8,642円、歳入歳出差引額1,014万7,314円となっており、全員賛成で認定しました。

報告第1号は、平成28年度粕屋南部消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告です。

一般質問では、粕屋町、田川議員より、原発事故に対する消防署の放射線防護服などについて、志免町、寺田議員より、平成29年7月の九州豪雨災害に関連し、宇美川と須恵川の災害シミュレーションをつくっているが、冠水時の緊急車両の対応などについて、質問がなされました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願いします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

平成29年8月21日に、古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されました。

日程第5、報告第2号北筑昇華苑整備計画書策定業務調査報告書の概要について説明がありました。

施設は、建設後35年が経過し、建物全体の老朽化が見られ、火葬件数の増大や葬送習慣の変容など、長期的な展望に基づいた対応が求められることから、当該調査を実施し、報告書が作成されました。

報告書に基づき、火葬状況・建物等の現状把握、また将来の予測等から、今後の運営方針を含め、建物や設備、または火葬炉の改修・整備等の事業計画について報告がありました。

日程第6、第7号議案北筑昇華苑組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、当該条例の育児休業の対象となる子の範囲の拡大を改正するもので、全員賛成で可決されました。

日程第7、第8号議案平成28年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額2億8,836万4,645円、歳出総額2億4,400万256円、歳入歳出差引額4,436万4,389円となっており、全員賛成で認定されました。

また、詳細につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告をさせていただきます。

平成29年8月28日に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に資料を配付しておりますので、ごらんとおりでございます。

議案第4号は、平成29年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）についてで、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,625万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,107万8,000円とするものでございます。

これは、総務費の林業総務費において、造林事業委託料1,647万円の増額で、それに伴い、歳入の前年度繰越額の増が主なものとなっております。全員賛成で可決いたしました。

議案第5号は、平成28年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額7,542万8,396円、歳出総額5,858万9,444円、歳入歳出差引額1,683万8,952円となっており、全員賛成で認定いたしました。

議案第6号は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合組合長の選挙については、指名推選により、粕屋町の篠崎久義氏が再選されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありますか。一質問なしと認めます。

これより、議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第47号から議案第52号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第47号

日程第6. 議案第48号

日程第7. 議案第49号

日程第8. 議案第50号

日程第9. 議案第51号

日程第10. 議案第52号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第47号平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第48号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第49号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第50号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第51号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第52号平成28年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上、6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉会計管理者。

○会計管理者（今泉 俊裕） おはようございます。それでは、議案第47号から議案第51号までの平成28年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月18日から7月31日まで実施いただきまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参照いただきたいと思います。と存じます。

まず、議案第47号平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、別冊の平成28年度須恵町歳入歳出決算書をお願いいたします。

決算書の10ページでございます。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額89億8,213万2,030円に対しまして、歳出総額86億6,168万5,390円で、歳入歳出差引額、形式収支は、3億2,044万6,640円です。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額6,114万9,000円を差し引いた実質収支額は2億5,929万7,640円となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は2,998万7,659円の黒字ですが、これに、なお黒字要素の財政調整基金への積立額492万5,000円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取崩額3億円を差し引いた実質単年度収支は2億6,508万7,391円の赤字となりました。

前のページ、2ページ、3ページに戻っていただきまして、歳入の主な構成比を申し上げてい

きます。

1 款町税は歳入全体の 31.9%、6 款地方消費税交付金 5.0%、9 款地方交付税は 22.2%、次の 4 ページ、5 ページの 13 款国庫支出金 12.1%、14 款県支出金 6.0%、17 款繰入金 3.3%、20 款町債 8.5%で、一番下の合計欄、収入済額合計の予算総額に対する収入率は 96.0%、調定額に対する収入率は 98.3%となっております。

次に、6 ページ、7 ページの歳出でございます。

歳出の主な構成比を申し上げます。2 款総務費は歳出全体の 12.2%、3 款民生費 39.9%、4 款衛生費 11.3%、8 款土木費 7.7%。次の 8 ページ、9 ページにいきまして、9 款消防費 3.8%、10 款教育費 14.5%、12 款公債費 7.0%となっております。歳出予算で翌年度へ繰り越す額は 4 億 4,051 万 4,108 円で、主なものは須恵東中学校大規模改造の第 2 期工事費、臨時福祉給付金給付事業、それから、保育施設整備事業などであります。一番下の合計欄の支出済額合計の予算総額に対する執行率は 92.6%ですが、予算現額から翌年度繰越額を除いた執行率は 97.2%となっております。

次に、議案第 48 号平成 28 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。184 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 37 億 3,591 万 978 円に対して、歳出総額 37 億 3,125 万 5,600 円で、歳入歳出差引額は 465 万 5,378 円となり、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと、175 万 5,726 円の赤字です。これからなお、赤字要素であります法定繰入金以外の一般会計からの繰入金 4,400 万円を差し引き、黒字要素であります前年度分の国庫負担金の返還金 1,292 万 804 円を加えた実質単年度収支も 3,283 万 4,922 円の赤字となっております。歳入合計額の予算に対する収入率は 100.1%、調定に対する収入率は 92.7%、歳出合計額の予算に対する執行率は 99.9%となっております。

次に、議案第 49 号平成 28 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、216 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 3 億 170 万 2,581 円に対して、歳出総額 2 億 8,728 万 4,230 円で、歳入歳出差引額は 1,441 万 8,351 円、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は 100.6%、調定に対する収入率は 98.6%、歳出合計額の予算に対する執行率は 95.8%となっております。

次に、議案第 50 号平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。234 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 1 億 1,016 万 2,207 円に対して、歳出総額

11億328万7,382円で、歳入歳出差引額は687万4,825円、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.2%、調定に対する収入率は98.8%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.6%となっております。

最後に、議案第51号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。256ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,658万2,661円に対し、歳出総額7,316万4,902円で、歳入歳出差引額は341万7,759円、実質収支額も同額でございます。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は99.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.7%となっております。

以上であります。

○議長（三角 良人） 次に、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。議案書の6ページをお願いします。

議案第52号平成28年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度須恵町水道事業会計決算書を監査委員の意見をつけて認定に付するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成28年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。1ページ、2ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町水道事業決算報告書でございます。なお、以下、消費税込みの決算額を述べさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち、収入は第1款水道事業収益、2ページの2列目で、決算額6億4,537万87円、前年度比2.3%の増でございます。主なものは、給水収益及び手数料の増でございます。

次に、支出は第1款水道事業費用、2ページの3列目で、決算額5億7,480万3,386円、前年度比0.6%の増でございます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出のうち、収入は第1款資本的収入、4ページの3列目で、決算額1億1,564万3,580円、前年度比7.9%の減でございます。これは、下水道工事に伴う工事負担金の減収でございます。

次に、支出は第1款資本的支出、4ページの2列目で、決算額2億8,466万9,235円、前年度比8.1%の減でございます。これは、下水道工事に伴う工事請負費及び浄水施設耐震補強工事請負費並びに佐谷・立毛地区測量実施設計業務委託料等の減でございます。

3ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,902万5,655円

は、損益勘定留保資金で補填しました。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。一質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第47号から議案第52号については、議長、監査委員を除く12人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第52号は決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので、報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に松山力弥君であります。

日程第11. 議案第53号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第53号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） おはようございます。議案書7ページをお願いいたします。

議案第53号工事請負契約の締結についてでございます。下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、城山防災会館（仮称）建設工事、契約方法、指名競争入札、請負金、9,806万4,000円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字植木569番地2、株式会社若杉建設、代表取締役、若杉良富、契約保証の方法、契約保証金、現金980万7,000円、条件、工期、契約の効力が生じた日から平成30年3月15日まで。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。一質疑なしと認めます。

よって、議案第53号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第54号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第54号名誉町民の推戴についてを議題とします。提案

理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第54号でございます。名誉町民の推戴についてということでございます。名誉町民に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

今まで、原田昇町長が名誉町民でありましたが、今、亡くなられて、名誉町民はおっていないわけでございます。今回、元運輸副大臣の渡邊具能氏を推戴しようとするものでございます。住所、東京都港区芝4丁目16番の1、氏名、渡邊具能氏、生年月日、昭和16年4月7日生まれ、76歳でございます。

提案理由といたしましては、本町出身でありますし、本町の産業、経済等の発展に貢献され、その功績が卓越であり、かつ、深く町民の尊敬を受ける者として、須恵町表彰条例第3条の規定に該当するために、名誉町民の推戴について提案するものでございます。経歴書については、次ページに載せております。よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。一質疑なしと認めます。よって、議案第54号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号名誉町民の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第55号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第55号須恵町監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 議案第55号須恵町監査委員の選任についてでございます。

須恵町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

現監査委員の百田清二監査委員が2期8年やってこられたわけでございますが、本町の慣例といたしましては、監査委員は2期というような状況でございます。その後、適任者を探してございまして、糟屋郡須恵町大字須恵669番地、氏名が吉松辰美氏、昭和27年6月24日生まれの65歳でございます。この方を選任したいということでございます。

提案理由といたしましては、須恵町監査委員百田清二氏が平成29年12月21日をもって任期満了のため、その後任の選任を提案するものでございます。経歴書については、次ページに掲載をいたしておりますので、参照していただきたいと思っております。よろしくお願をいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。一質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第55号須恵町監査委員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14. 議案第56号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第56号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） では、議案書は12ページをお願いいたします。議案第56号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第218条第1項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で御説明いたします。別冊の1ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,378万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億4,477万8,000円とするものです。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額等は、第1表歳入歳出予算補正によります。債務負担行為の補正第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によります。

次の2ページをお願いいたします。第1表になります。

歳入の主な補正を申し上げます。13款2項国庫補助金898万9,000円の補正です。これは、社会保障・税番号制度システム整備に係る国庫補助金でございます。16款1項寄附金750万円の補正、篤志寄附金といたしまして、水戸病院の吉松秀則様から御寄附をいただいておりますことと、ふるさと応援寄附金といたしまして、ネットPR拡充を図りました成果による増額補正でございます。18款1項繰越金3,338万2,000円の補正。これは28年度決算実質収支額2億5,929万7,000円から、補正財源といたしまして、一部計上する補正でございます。19款諸収入3項雑入では389万2,000円を補正しております。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

まず、人件費につきましては、当初予算編成後、4月の職員人事異動によりまして不足します職員給与、または不要となりました9件の費目を今回、補正させていただいております。

それでは、それ以外の主な補正を申し上げます。2款1項総務管理費補正額2,046万9,000円。主なものといたしましては、議案第54号で提出いたしました名誉町民推戴に要します予算、ほかふるさと応援寄附金記念品に要します予算、社会保障・税番号制度システム整備に要します予算などがございます。

次に、2項徴税费、補正額624万6,000円、固定資産税過誤納還付金が主な内容でございます。3款1項社会福祉費補正額373万7,000円。主なものといたしましては、旧アザレア幼稚園の電気設備改修及び後期高齢者医療特別会計への事務費繰出金でございます。次の2項児童福祉費、補正額846万8,000円。アザレア幼稚園、れいんぼ一幼稚園の修繕及び臨時雇い賃金が主な内容でございます。

7款1項商工費、減額補正291万4,000円。ここには、12月に東京国際フォーラムで開催されます町イチ村イチ2017に参加出店するための予算を計上しておりますが、あわせて、別目で不要となりました人件費、嘱託員給与を減額しておりますので、総額では減額となっております。

10款教育費補正額470万円。1項では教員数の増に伴いますパソコン借上料、2項では第一小学校のテニスコート設置工事、5項では、類似公民館施設整備補助金などが主な内容でございます。

最後に、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正、2件の追加でございます。1件目は確定申告書などの資料をスキャナー、イメージ化して検索を容易にいたします課税資料ファイリングシステムの借上料でございます。期間は平成29年度から34年度まで、限度額を1,050万円とするものでございます。2件目は粕屋南部消防組合の平成28年度の起債借り入れの償還分負担金といたしまして、平成

29年度から33年度まで、1,194万9,000円の債務負担行為を追加するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。一質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第56号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に山力弥君であります。

日程第15. 議案第57号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第57号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の13ページをお願いいたします。議案第57号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の23ページをお願いいたします。平成29年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ465万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億2,065万4,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、24ページをお願いします。まず、歳入からです。9款の繰越金465万4,000円は前年度の繰越金です。

続いて、25ページ、歳出です。9款諸支出金1項償還金及び還付加算金685万3,000円の増額補正は、療養給付費交付金返還金で、交付金額が確定し、超過額を診療報酬支払基金へ返還するものです。10款予備費219万9,000円は、収支調整のための減額補正です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。一質疑なしと認めます。
よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第58号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の14ページをお願いします。議案第58号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の30ページをお願いいたします。平成29年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ233万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,433万7,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしてしております。今回の補正は、職員の人事異動に伴い、不足する人件費に関連する補正を行っております。

次のページの31ページをお願いします。まず、歳入からです。3款1項他会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金233万7,000円の増額補正を行っております。

次に歳出です。32ページをお願いします。1款1項総務管理費は、職員の人件費233万7,000円を増額補正しております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。一質疑なしと認めます。
よって、議案58号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第59号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。議案第59号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めますのでございます。

別冊の補正予算書の37ページをお願いします。平成29年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億728万1,000円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

38ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。6款1項繰越金、補正額28万1,000円は収支調整により増額するものでございます。

39ページをお願いします。歳出です。2款1項下水道事業費、補正額28万1,000円は、マンホールポンプの追加に伴う増額でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。一質疑なしと認めます。

よって、議案第59号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第60号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の16ページをお願いいたします。議案第60号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めますのでございます。

別冊の補正予算書の44ページをお願いします。第1条、平成29年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出、第1款第1項営業費用、補正額23万円、

主なものは、労務単価のアップによります保証費等の増額でございます。第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正するものでございます。収入、第1款第2項企業債、補正額1,300万円は、緊急時用連絡管等に伴う企業債の増額でございます。第3項国庫補助金、補正額マイナス1,324万4,000円は、同じく、緊急時用連絡管等に伴う補助金確定による減額でございます。第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,047万円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次の45ページをお願いします。第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するものでございます。起債の目的、水道事業債、変更前限度額1億5,220万円を、変更後1億6,520万円に、緊急時用連絡管等に伴う企業債の増額でございます。起債の方法、比率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。一質疑なしと認めます。

よって、議案第60号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 報告第2号

○議長（三角 良人） 日程第19、報告第2号平成28年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。報告を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） それでは、議案書は17ページをお願いいたします。報告第2号平成28年度須恵町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

次の18ページをお願いいたします。一般会計の実質赤字比率及び特別会計、水道事業会計を含めましたところの連結実施赤字比率については、赤字はございません。次に、実質公債費比率ですが7.4%、前年度が7.6%でしたので、0.2ポイント、よいほうへ下がりました。将来負担比率は42.6%、こちらのほうは財政調整基金を取り崩したことが影響しまして、8.7ポイント上昇いたしました。この基準は350%でございますので、十分範囲内の比率でございます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査していただきましたところ、以上の比率について、適正である旨の御意見をいただいております。

以上のとおり、報告いたします。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。一質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。
-

日程第20. 報告第3号

- 議長（三角 良人） 日程第20、報告第3号平成28年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。報告を求めます。世利上下水道課長。

- 上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の19ページをお願いいたします。報告第3号平成28年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

平成28年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

20ページをお願いいたします。1、平成28年度公営企業の資金不足比率でございます。特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計とも、資金不足比率には該当しませんので御報告いたします。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。
-

日程第21. 諮問第1号

- 議長（三角 良人） 日程第21、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

- 町長（中嶋 裕史） 諮問第1号、21ページでございます。人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権擁護委員を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、本議会の意見を求めるものでございますが、現人権擁護委員であります丸山信行幸氏が12月31日をもって任期満了となるために、その後任を推薦するというものでございますが、丸山氏については再任をお願いしたい。

住所が糟屋郡須恵町大字旅石72番地、氏名、丸山信幸、生年月日、昭和24年7月4日生まれ、68歳でございます。任期は平成30年1月1日から3年ということでございます。よろしくをお願いいたします。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 全員起立であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり可決し賛成することに決定しました。

日程第22. 諮問第2号

○議長（三角 良人） 日程第22、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 諮問第2号、同じく人権擁護委員の推薦でございますが、この方は、木下澄子さん、現在の人権擁護委員ですが、退任のために後任を選任するものでございます。

住所が糟屋郡須恵町大字旅石879番地の3、氏名が米倉清美、生年月日、昭和40年4月14日生まれ、任期は平成30年1月1日から3年ということでございます。経歴については次のページに載せておりますので、参照していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。一質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり可決し賛成することに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月7日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時38分散会

平成29年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成29年9月7日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成29年9月7日 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(13名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	総務課理事	満行 誠
上下水道課理事	石井 浩二	健康福祉課理事	小林 はつみ
住民課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
健康福祉課長	長澤 義一	都市整備課長	甲木 圭二
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課長補佐	諸石 豊	監査委員	百田 清二

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。また、福岡地方に大雨洪水警報が出ているようでございます。被災に遭われたところに、また、雨が降るようでございますが、心配されるところでございます。

また、雨の中、傍聴者の方が見えています。議員各位しっかり、一般質問してもらいたと思います。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。

14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。先日熊本の熊本橋のほうで、お盆集積所、昨年から非常に苦情が出ておりましたが、今年は役場の方が対応していただいて、非常にマナーもよくて、駐車なんかも、スムーズにいったということで、近隣の方が大変喜ばれまして、次の日には、もう電話が入りまして、町長にお礼を言ってくださいということでございました。本当に、すぐに対応していただきまして、担当課長初め、また職員の皆様、御苦労さまでございました。

それでは、通告に従いまして、消防団員確保に対する対策・支援はということで質問させていただきます。

消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。

全国で、約86万人が団員として地域のために活動し、火災や大規模災害発生時に自宅から現場へ駆けつけ、その地域での経験を生かした消火活動、救助活動を行う非常勤の特別職の地方公務員です。全国的に消防職員数は微増傾向ですが、消防団員は年々減少しています。団員の確保にも苦勞している状況でございます。

紹介されて勧誘しても、入団を断られることも少なくありません。団員勧誘は消防団員の知り合いなどの地縁に頼っているのが現状です。入団拒否や退団の理由は、仕事と両立できない、プライベートを大事にしたいなど、誰もが思い浮かぶようなことです。昔は消防団が地域に根差した組織となっていました。現在は、若者も外に出ていきますし、地域の風習は通用しなくなっています。須恵町においても団員の不足に頭を悩ませている分団も少なからずあります。須恵町の消防団は全国大会に二度も出場するなど由緒あるすばらしい消防団です。昼夜を問わず、火事の

ときには現場に急行し、操法大会の訓練の時期にはかなりの時間拘束されますが、勤務をしながら頑張らせていただいています。

また、青年団や婦人会がなくなって、祭りなどでも頼みの綱は消防団とイベントにも協力していただいています。もちろん、防災などのイベントには欠かせない存在です。よくやっているなと頭の下がる思いです。若者の地域離れはこれからも慢性的に続くと思われます。そろそろ手だてが必要な時期に来ているのではないかと危惧しています。何か、町として、サポートできることはないか。団員確保に対する対策・支援などの今後の方向性についてお聞きをいたします。

今や、全消防団員の約7割はサラリーマンという状況の中、消防団の活性化のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ、消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要です。そのため、企業の消防団活動への一層の理解と協力が必要不可欠となっています。

消防団協力事業所表示制度とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。市町村が認めれば、シルバーマークの表示証を交付します。消防団協力事業所として認められた事業所は、イメージアップのため、取得した表示証を社屋に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。現在、表示制度を導入しているのは、1,156市町村で67%に当たります。また、支援策として、144の市町村が入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点などを行っており、その他にも消防団協力事業所報奨金、消火器の無償提供、広告紙広告掲載料の免除、協力事業所の表彰、協力事業所割引制度、防災行政無線設置補助などを行っている市町村もあります。制度導入、支援についてお答えください。

次に、女性や学生の入団促進についてお尋ねをいたします。

近年、少子高齢化が進み、女性の活躍が期待されています。消防団においても例外ではなく、近隣町の粕屋町、宇美町などでは、女性消防団員が活動していますが、須恵町における女性消防団員加入についてお答えください。

消防団員が減少し、平均年齢の上昇が進む中、大学生、専門学生など、若い力の消防団活動への参加が強く期待されています。そのような中、大学生、専門学生などを消防団員として採用しようという動きが各地で広まりを見せており、約3,017人の学生団員が活躍しています。岐阜県大垣市では、消防団員として、2年以上活動することを条件に、大学院、大学、短大、専門学校などに通う学生を対象に、返す必要のない奨学金を月1万円給付する制度を全国初の試みで、今年度から開始しました。須恵町に潜在的な対象者がどれぐらいいるかわかりませんが、若い世代の加入促進の取り組みとして、学生消防団員に奨学金を支給する考えはありますか。また、消防団に所属する大学生などへ、就職活動用の推薦状を出すなどはどうなっていますか。

それから、教育についてですが、小中学校における消防防災クラブ等の設置の考えはございま

すか。また、消防団に対する理解を深めるなどの教育は行っておりますか。自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけはどうなっていますか。

次に、予備組織の充実についてお答えください。

シニア世代の取り組みについてですが、退職消防職団員における大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進についてお尋ねをいたします。

以上の団員確保に対する対策・支援などについての今後の方向性についてお答えください。

○議長（三角 良人） 満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） おはようございます。では、総務課のほうからお答えさせていただきます。

質問要旨に従いまして、お答えします。

まず、消防団協力事業所制度につきまして、本町では、4月1日から須恵町消防団協力事業制度がスタートしております。既に、1事業所から協力を得て、登録をさせていただいております。

なお、協力事業所の表彰につきましては、須恵町消防団協力事業所表示制度実施要綱、その11条におきまして、須恵町表彰条例に基づき表彰することができるとしております。

制度実施間もないところでございますが、先ほど言われました入札参加資格の加点や報奨金、奨学金の無償提供等の特典支援は、現在実施してはおりません。

次に、学生消防団員につきまして、学生団員に奨学金として支給することに関しましては、他の団員との公平性から、現在は考えてはおりません。

次に、就職活動用の推薦状につきまして、制度といたしましては、学生消防団活動認証制度というものはございます。消防団員で継続的に消防団活動を行い、実績があるなど、一定の条件を満たした上で、本人から依頼があり、消防団長が適当であると認めた上で、審査会に諮り、認証決定通知書、いわゆる推薦状でございますが、それを発行するか否かを決めるという制度でございます。本町は導入はしてはおりませんが、他の自治体の実例や動向など情報の収集は行ってまいります。

次に、女性消防団員につきまして。女性消防団員の活動内容といたしましては、主に、AEDの使用方法や応急手当の指導、ひとり暮らし老人宅への防火訪問、自主防災組織等への防火指導、大規模災害発生時の活動等、多岐にわたり活動の場がございます。実際に火災現場での活動は困難で、いわゆる後方支援がメインになっておると伺っております。

本町におきましては、女性消防団員は在籍してはおりませんが、消防団に加入することはできません。女性消防団員の加入促進の支援ということでございますが、まずは、役場庁舎の女性職員40名ほどおります、勤務しておりますけれども、有事の際、特に大規模災害発生時などのときに、災害対策本部で後方支援活動を行えるような体制ができないか、今後の防災体制を構築する上で

考えてまいりたいと思っております。

次に、自衛消防組織要員についてということで、現在、自衛消防団の方々は、そのほとんどが輪番制であり、年齢層も比較的高い方になります。年齢層の低い消防団組織への団員としての加入ということにつきましては、団の体制からしても難しいところがございます。また、自衛消防団が組織されている行政区に対しましても、消防団員の勧誘活動は行っておりまして、実際、消防団員として活躍されてある方もいらっしゃいます。

本町としましては、自衛消防団の方々には、消防団への加入というよりも、自主防災組織の方面で御活躍いただくことを期待しております。

次に、機能別分団の創設についてでございます。

まず、現在の団員の活動状況でございますが、火災発生時、大雨災害時、台風災害時など、消防団出動を必要とする場合につきましては、役場職員、農協職員、自営業が中心ではございますが、一定の人数は確保しておりますし、役場の新規採用職員は全員入団させ、団員の確保にも努めております。

また、消防団OBの方々には、建物火災があった際など、消防署が到達する前に現場近くの消火栓を利用して、初期消火活動に当たられたり、消防車両を消火栓の位置まで誘導されるなど、退団されても、なお、その志はいまだしっかりと持っておられます。

御質問の退職消防団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設は、防災体制の礎になるかとは思いますが、南部消防署も近くでございますし、さきに申しました本町の消防団の現状からも、有事の際に全く人がいない。出動できないなどの困難な事例はございません。ですが、防災の基本、自分の命は自分で守るということは、災害が大規模になればなるほど忘れてはならない基本中の基本でございます。本町といたしましては、まずは、防災に関する知識、技術を習得する機会を設けることに努め、それぞれの組織や立場において積極的に参加、学んでいただき、相互扶助の理念のもとに、有事に備えて、御自分の命を守っていただきたいと考えております。

最後に、教育についてですが、小中学校における消防防災クラブの設置につきましては、組織をつくり児童生徒を育成することは、将来の消防団員の卵として期待されるものではあります。現在、限られた学校生活、カリキュラムの中で、これに特化して時間を割くことは難しいことから、設置は考えておりません。

糟屋地区の状況を紹介いたしますと、篠栗町に1クラブがありますが、その活動は、出初め式に団員と一緒に進出するといった内容でございました。

なお、防災教育の面では、各幼稚園、保育所、小中学校におきまして、年に1回消防署の指導のもと避難訓練を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、お聞きしましたところ、消防団協力事業者が4月1日からスタートしているということをごさいます、今、1社ということをごさいます。その内容的に規定が設けられておられると思うんですけど、何名以上持った企業とか、災害時に資材とかを協力してくれる企業とか、内容的に、もし、今の状況でわかれば、教えていただきたいと思います。

また、1社登録しているということをごさいます、名前が言えるようでしたら、お願いをしたいと思っております。

それから、活動認証制度というのが、今、消防団協力事業所に関しては、特定支援は今のところないということをごさいます、今後、そういう企業がふえてくれば、また、何か特典も考えていけばどうかというふうには思っておりますので、その件もお聞きします。

それから、活動認証制度。学生の支援をごさいます、現在うちではないということ、よその状況を見て取り入れたいということをごさいます、ぜひ、検討していただいて、取り入れていただければ、また学生たちの消防団員がふえると思いますし、そのことによって、就職活動もスムーズにいくということもあると思いますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、女性消防団については、役場の職員を後方支援ということで、有事の際は災害対策本部にということをごさいます、これは有事の際だけではなくて、火災予防の観点からも、ぜひ、活動できる状況に、これから取り組んでいただければと思うんですけども、その辺の御回答をお願いいたします。

それから、自衛消防団に関しましては、高齢ということもあるということで、状況はよくわかりましたが、自主防災組織のほうに、早く取り組むような、取り組むように努力をしていただきたいと思っております。

それから、機能別消防団の件に関してなんですけれども、この件は、一定確保してあって、OBに関しては、現場に駆けつけていただいているということをお聞きしておりますが、消防団のですね、もし、大規模災害が起こったときは、きちっと組織化していることによって、すぐに駆けつけられるなどの利点があると思います。そこで、退職消防団員に対する大規模災害発生時を限定して、機能別分団を創設することが大事じゃないかなと、そういう仕組みづくりをまずしていただければ、緊急時には、すぐに招集できるとか。今は大規模災害が起こっていないので、何でも対応はできていると思うんですけども、もし、朝倉のように大規模災害が起こってしまったら、やはり、そういう仕組みがあるのとないのでは、緊急性のときに対応が違うと思います。今後、そういう防災の立場から、どのようにお考えかなと思っております。

それから、教育の面に対する子どものクラブということで、クラブは、ちょっと時間的に難しいということをごさいます、教育の中で、ぜひ、消防職員じゃなくて、消防団の働きとか、そ

うということも、知っていただくような機会をつくっていただければなと思いますので、皆さんが消防団を身近に感じて、子どものころから消防団に憧れるような、そういう取り組みができればなと思っております。その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 詳細については、総務課長のほうから答えますが、経緯というか、内容について、私のほうから答えたいと思いますが、今の質問でございますけども、事務的な質問でございますので、本来、こういう一般質問にはなじまないわけでございます。1問目と2問目が同じ内容の質問でございます。そうすると、事務者のほうに尋ねられたほうが、よりわかるというふうに思っておりますし、現今村議員につきましては、副議長をされておられますし、議長、副議長というのは、相当の権威があるわけでございますので、担当の職員あるいは課長を呼びつけて、この件については聞かれたほうが確かなものが出てくるんじゃないかというふうに、まず、お答えしたいというふうに思っております。

まず、第1番目の消防の協力事業所。これについては、特典は考えておりません。

それから、入札関係についても、特段の配慮というふうなことでございますが、入札につきましては、担当課のほうで、特段のまた調査を行っております。非暴力团的といえますか、極端に言えば。そういう内容の企業であれば、それは一切入札に参加することができないとか、また、違った面での規制がかかりますので、消防だけで、その判断をするということは、非常に厳しい問題があるようでございます。また、消火器とか、そういうふうなものをやるとか、そういうことは一切考えておりません。

それから、学生消防団員については、現在も学生の消防団員は入っております。

それから、大垣市が1万円というのは、大垣市は地方交付税の非交付団体でございますし、非常に裕福な市でございますので、そういったことは市としてやっておりますけども、我々としては、ある程度、横並びで、各町の町村が同じようなことをやっておれば、それに参加するという考えでございます。福岡であれば、苅田町が裕福でありますから、苅田町はそういうふうにするよというふうなことでやられますと、教育とか、そういう問題でも、非常に苦しい問題があります。教育についても、苅田町が、例えば、特別の40人近くおる教室にTTを入れるというような、自前でTTを入れるというようなことになると、教育の公平性に欠けるわけでございますので、ある程度、それは他町と並び合わせたところでやっていくというのが妥当ではなかろうかというふうに思っております。

それから、団員の中にも、非常に幽霊団員と申しますか、そういう参加しないというような団員が各分団に何名かおるわけでございますので、その辺をしっかりとまず仲間内で勧誘しますので、入っちゃったこうというような、ただ、名前だけの団員がおるようでございますので、そう

いうものは避けたいというふうに思いますし、今、新入職員がみんな消防に入ってくるわけですが、私は、好ましいとは思っていません。役場の職員は、非常時には、全部消防の団員と同じような形で活動をするわけですので、活動をそがれると、団のほうに行けば、役場のほうの仕事ができないというような状況が起こりますので、採用するとき、消防団に入っていますという面接をする子どももおりますが、それに加点はいたしておりません。はい。消防団に入ってから、役場に受ける人を優遇するとか、そういうことは一切行っておりません。本来は、入らないほうが数多く対応ができるのではなかろうかというふうに考えております。

それから、女性団員についてでございますが、40名程度の女性がおられるわけですが、年齢を区切って35歳ぐらいまで、この方たちに女性消防隊というのをつくって、昔ありました、役場に準団というのがあったわけ、消防の準団。これは団員の定数の中には入れないわけですが、例えば、出初めとか、交替式の表彰のお手伝いをするとか、そういった形にして、準団として制服を貸与するというような考え方を持っております。これについては、新たに、現課と話し合いをしながら進めていこうというふうに思っております。

それから、自衛消防の要員でございますが、これはあくまでも自衛消防でございます。身近に、消防団として動くよりも、身近に、その行政区内の人たちを助けるという形の意識を持ってやられれば、それが一番いいことであるわけですが、それから、自衛消防団に発展すれば、佐谷、上須恵では自衛消防団がありまして、相当の訓練もやられておりますし、今年の上須恵の自衛消防団の訓練については、400人ぐらい集まってやったんじゃないかと、相当の方が集まっておりますし、私も行ってびっくりした状況であるわけですが、その自衛消防をつくる、そういう輪番制というの、確かに、みんながそういう消防のそういうことを学ぶということでは、一つ、いいことではなかろうかと思っておりますが、これだけ行政区に加入しないという人たちがふえてきておりますので、この自衛消防団というの、非常に継続が難しいかなというふうに思っております。

機能別団員。これは消防団員に任命しますと、非常勤の国家公務員というような認定がされまして、けがとか、事故とか、そういう場合には補償があるわけですが、この機能別の今の我々のOBの人たちについては、何も規制がないわけですが、ただ、分団の地域内に火事があった場合とか、すぐ先輩たちが出て、駆けつけて、消防車を出してしてもらおうというようなことありますが、これはもう、5年ぐらいですね、あと、機具が変わりますし、我々が今消防、20年近く消防におりましたけども、消防の機械器具を操作するというのはできないわけですので、そういった面では、5年ぐらいの形として、それを正式につくれということですが、それはOBとして残られる方については、そういうふうにやっていけばいいかなと思っておりますし、また、団長、副団長、それから、そういった指導員の人たちは、特にそういう

意識が高いわけですので、制服ではありませんが、退団記念というような形で、式典用の服なんかも貸与しておりますし、そういう人たちは、非常に高い意識を持って活動されるというふうに思っております。

それから、教育についてでございますが、現在、5団体、それから250人ぐらいの人たちが幼年消防クラブですか、平成6年につくっておるわけでございますが、小中学校についてはカリキュラムでできませんけれども、少年消防クラブは、クラブという名前じゃありませんけれども、幼稚園、保育所に平成6年度設立の幼年消防クラブがあり、町内クラブ数が5クラブ、250名おりますということでございますので、この方たちが消防のために何か働くということじゃありませんし、自分たち自己防衛のために、地震があったときにどういうふうなことをするかとか、避難訓練とともに教育していくということが大事ではなかろうかというふうに思っております。

あと、詳細については、総務課長のほうで、落ちているところはフォローしてくれると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 町長、町長、確認するばって。佐谷、上須恵に自衛消防団があると言わっしゃったが。（「自主防災です」の声あり）自主防災やな。（「はい、そうです。自主防災」の声あり）

今村桂子君。——ちょっと待って。数値を（発言する声あり）じゃあ、満行総務課理事。自席から、ごめんなさい。町長も自席からやったね。

○総務課理事（満行 誠） まず、消防団協力事業所でございますが、乙植木にございます安河内建設さんが1社ございます。

その中の質問の中の事業所の規模とか、規定の中でどのようにされているとか、団体の規定とか、そして、今後、多く事業所がなったときの機材の調達とか、そういったところはどうかというところでございますが、規模については、たしか、規定はなかったと思います。団体というところで文言があったと思います。

そして、事業所がふえていったところということですので、そのときに考えさせていただきたいと思います。

そうしまして、次は学生消防団について、そういった、答弁の中では情報の収集を行っていくということまで伝えましたので、この制度を取り入れるというところまでは、まだ、断言はしておりませんので、そのところは、今の状態で、状況で、今の状態でございます。

そうしまして、女性消防団員につきましては、火災予防のというところでございますが、ただいま町長から申された中で、そのあたりも話で出てくるのではないかと思っております。

そして、自衛消防団のところへの自主防災組織。こちらに関しましては、大規模災害になればなるほど、そういった地域の方々の力が大きくなるということは確かでございますので、町とし

ましては、そういった自主防災組織の拡充拡大というのは、目標としておるところでございます。

そして、機能別分団のところ、うちは制度がございませんけれども、限定された仕組みづくりが大事なのではないかというところございました。これにつきましては、今後の考えの中でというところで、ここでは回答とさせていただきます。

最後に、教育についてということで、そういった小中学校、ただいま町長からもございましたところの幼稚園とか、そういったところにつきまして、やっておりますけれども、消防団の働きを知っていただきたい、そういった機会をつくっていただきたいというところございました。こちらにつきましては、そういった小中学校とかに関しましては、先ほど申しましたカリキュラム等の問題もございますが、時間の問題もございますので、子ども教育課とそのあたりはまずは時間との問題を話させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 町長のほうから幽霊団員の話が出ましたが、確かに、今、人数的には大分多く見えておりますが、実際は幽霊団員が結構多くて、なかなか活動をできる方は少ないと思っております。その辺からも、やはり、私は、この団員を集めるのに、消防団が非常に苦勞されているということで、今後の方向性として、町で何か支援できるような対策がないのかなということで、ちょっと、いろんな方向性でお話を聞かせていただいております。

そこで、まず、消防団協力事業所を認定した1社ということでございますが、この消防団協力事業所というのは、よその、国の法制を見ていただくとわかると思うんですけども、消防団員が事業所の中に何名いるとか、そういう規定を設けるとか。それから、災害時のときに何か機材を提供しますよという地域に協力する事業所とか、何か特別な事業所を、そういう方たちを消防団協力事業所として認定を町がして、それに対して、認定書を出して、それを事業所として、協力していますよということで、消防団をふやしていく取り組みなんです。だから、この辺をちゃんと、そういうふうにされていたのかなというのを先ほどちょっとお聞きしていたんですけども、ちょっと意味が違う回答をいただきましたので。

それと、先ほど町長が、消防団に学生1万円大垣市はやっていますということで、今度、志免が前回1万円を払うということを決められているんですね。それで、横並びということであれば、うちも、そうなるかなと思ったんですけども、調べていただきたいなど。志免のほう、前回の一般質問のほうで払いますということをやられているので、私のほうも、これを入れさせていただいておりますので、糟屋郡の中で、こういうところがあれば、その辺も、ちょっと調べていただきたいなと思っております。

それから、幼年消防クラブというのが5クラブ町内のほうにあるということでございますが、

せっかく、こういうクラブがあるのであれば、出初めのほうに参加しませんかと、篠栗のほうが行進だけでもやっているということでございますので、そういうお誘いもしていただけたら、子どもたちも喜ぶんじゃないかなと思いますので、そういうことも、今後考えていただきたいなと思っております。

それから、事務的な質問ということでございますが、私は、一応、今後の方向性として、仕組みづくりということをちょっと聞きたかったので、一応、この場で質問をさせていただいております。

本来、町長は本来入らないほうが町としても対応、職員対応できやすいというふうに言われましたが、ほかの事業所も、多分、消防団活動に昼間出て行って、仕事をしないで出ていくということに、最近の風潮というのは、町長のほうは違う意味で言っているのはわかっておりますが、ということじゃなかろうかということで、事業所の表彰制度というのを私は言っております。ただ、本来入らないほうが、役場としては同じ仕事をしているので、そういう対応ができるという意味で、町長のほうは言われていると思いますので、そういう意味で言えば、役場の職員が入らなくてもできるような消防団の人数、組織が必要なんじゃなかろうかと思えます。

私は、予備組織の充実ということで、退職消防団員による組織をつくっていただきたいと言ったのは、火災だけじゃなくて、今火災は消防署があるので、すぐに対応できていると思うんです。ただ、有事の際のですね、今、災害というのは火災だけじゃなくて、土砂災害、水害、いろんな災害があつて、いつ、その災害が大規模にやってくるかわからないというような自然現象とか、状況にあると思うので、そういう大規模災害の発生のおき限定で、機能別分団の創設ができないかなと、そういう仕組みづくりができないんだらうかと、緊急時に招集できるような仕組みをつくっていれば、いざ、災害になったときにいいのではなかろうかという意味で、今後の方向性で、そういう形をつくっていただけないものかということで、質問をさせていただいておりますので、今、火災等も消防車が5年ごとに変わるということでございますが、災害という意味を大きく捉えていただいて、できないものかなということで、この点について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 災害については、自己防衛であるというのが一番大事なんだよということは、総務課長のほうから説明があつたと思いますが、新たに、1万円、志免町が出す。何のために町長会を月1開いているかは意味がわかってないですね。志免の町長も、まだ新人だから、その辺がわかってないと思いますが、そういう場合は、こういうことで、一般質問に答えていますので、されますか、されませんかという、7町あるところでございますので、それを調整するという機能を郡の町長会では持つておるわけでございますので、その点について、例えば、今度の

災害も、3ヶ町について義援金を、じゃあ、糟屋郡でどうしようかと、1,200万円に決めたわけですが、朝倉市から東峰村、添田町。どうして、今度の線状降雨帯がそこに降ったかという、それはいつも降るところなんですよ。筑後川の上流が朝倉市と東峰村ですよ。

○議長（三角 良人） 町長、答弁が違いますよ。

○町長（中嶋 裕史） いや、そして、添田町が遠賀川の上流なんです。そこに災害が起こる。雨量が多いところに災害が起こるというのは当然なんです。

今度の、例えば、言われました職員が団員になるのがよろしくない。今度の熊本災害で益城町がそれで失敗したわけです。役場の職員に入ってくるのは、全部団員である。団員でみんな出したわけですよ。役場の機能がしないわけです。本部機能が。だから、そういうもの。今も、役場に、今、まだ若い人たちも入ってきますが、一時は分団長が分団の5名、10分団ぐらいの5名ぐらいが役場の職員であったわけです。そういう場合は機能をなくしてしまうわけです。だから、そういうことを考えると、役場の職員は入らないほうがいいと、消防には。そういうことを言ったわけでございます。

それから、協力事業所というのは、安河内建設についても、一人団員がおるわけでございます。そういうことを言っておるわけ。だから、そこには、消防の精神も教育しますし、もともと団長さんでしたので、その方は。そして、また、社員を消防団に入れるというのは積極的に入れていただいております。あと、機能別分団。そのときだけ、つくるというのは、その人の身分保障も何もしていませんので、それはちょっと無理と思います。常にそれは大災害を想定した形で訓練をしたり、身分保障をしておると。非常勤の公務員というような枠組みの中でやっておかないと、いざというときには機能しないというふうに思っております。幾らOBであって、過去経験があるからということでは、それはできないし、身分保障、けがとか、特に死亡した場合と、損害賠償とか、そういうのが、我々から命令ができないと、その人たちに対しては。命令をすると、そういう保障の約束ができておるということを仮定しておりますので、それは難しいということでございます。（「幼年消防団を呼ぶという、出初めに」「出初めに参加させてくれるかって」の声あり）それは、ただ、並ぶだけで、出初め、寒いときに子どもたちを風邪ひかすのも何だし、それに出るために、やはり、行進をさせる。練習をさせるとか、そういったこともありますので、それは幼稚園、保育所とちょっと相談をしながら、交替式か何かに出してもらうことは可能かというふうなことも考えたいというふうに。それは、そちらのほうに相談をしてみないとわからないということでございます。

○議員（14番 今村 桂子） 機能別消防団は全国に幾つかできておりますので、その仕組みについては、ちょっとわからないんですけども、うちのほうも、災害時あったらよかったのになと思っております。本来の今後の方向性については、職場の役場の方が参加されなくても、消防

団が充実して、数が足りるような方向性で頑張っていたいただければなと思います。消防団に関しましては、日ごろから感謝を皆さんしていると思いますので、今後とも消防団活動への支援をよろしくをお願いします。

以上です。

.....
○議長（三角 良人） 1 番、児玉求君。

○議員（1 番 児玉 求） おはようございます。議席番号 1 番、日本共産党の児玉求です。ただいまより一般質問を始めます。

認知症の人への障がい者手帳交付と周知徹底についてと福岡地区水道企業団の赤字海水淡水化事業は廃止を提案すべきではの 2 問であります。

まず、認知症の人への障がい者手帳交付と周知徹底についてであります。

新聞赤旗の記事を一応資料として提出していますので、ぜひ、ごらんになっていただきたいと思えます。

本町の人口は、29 年 7 月 31 日現在で 2 万 7,892 人です。60 歳以上の住民は 8,856 人、3 人に一人は 60 歳以上であります。認知症は誰でもかかり得る病気であります。また、他人に知られたくない病気の一つでもあります。高齢化が進み、夫婦ふたり暮らしもふえております。新聞赤旗 7 月 23 日日曜版では、認知症の人は障がい者手帳をとることで、医療費などさまざまな給付を受けられる可能性があるとの報じ、大きな反響を呼んでおります。認知症を家族の介護だけにとどめず、役場と一体となった支援が必要ではないでしょうか。

一つ、認知症予防対策はありますか。認知症介護者数は何人でしょうか。28 年度障がい者手帳交付人数は何人ですか。現在の周知広報はどのようにされておりますか。窓口対応はできておりますか。

それと、通告にはなかったんですが、もし、答えていただければ、認知症患者家族への障がい者手帳交付への広報はするべきではないかと思っておりますが、それも、ちょっとお聞きしたいと思えます。

それと、2 問目であります。

福岡地区水道企業団の水道用水供給事業は、現在、筑後川水系、多々良川水系の鳴瀬ダム、日量 2 万 2,000 トン、平成 17 年より稼働した海の中道奈多海水淡水化センター、日量 5 万トン、平成 25 年供給開始の大山ダム、日量 5 万 2,000 トンを合わせ、日量 30 万 2,800 トンの水道用水供給能力を持ち、平成 30 年供用開始の那珂川水系五ヶ山ダム、日量 1 万トンなど、今や、供給過多となった水余り現象であります。

福岡都市圏 6 市 7 町 1 企業団 1 事業組合で構成される福岡水道企業団は、平成 17 年より稼働

した海水淡水化事業で毎年10億円前後の赤字を出し、平成28年度までに、約160億円以上の累積赤字を出しております。海淡施設の長期財政収支計画では、平成27年から39年までの事業費168億4,100万円も予定され、各構成団体の負担金は予定しておらず、費用は料金で回収。本年度中間とりまとめをするとしております。水余りの現在、毎年約10億円前後の赤字を出す海水淡水化事業は廃止を検討すべきだと思います。

古賀、新宮及び宗像地区は、遠賀川水系からの水供給もあり、生産単価の安い安定した陸水でカバーし、海水淡水化事業は、無理に続ける必要はないと思います。

1、事業費408億円の出資はいつまで続くのか。また、約160億円の累積赤字は各構成団体に拋出するのか。この事業からの脱退、事業そのものの廃止を提案はされませんか。赤字がなくなれば、新たな財源も生まれます。見解を伺いたいと思います。

○議長（三角 良人） 小林健康福祉課理事。

○健康福祉課理事（小林はつみ） おはようございます。児玉議員の御質問が認知症の人は、精神障がい者保健福祉手帳をとることで、医療費、社会保障、公共料金などの免除、割引などが受けられる可能性があるから、認知症で窓口で相談に来られたら、精神障がい者保健福祉手帳の申請の説明をするようにということであれば、質問要約の認知症で障がい者手帳が交付されることを知っておられますかとありますが、認知症の全ての人が障がい者手帳を取得できるというわけではございません。認知症は、認知機能の障害によって、社会生活などが困難になる症状を総称したものでございます。代表的な病名がアルツハイマー型認知症ですが、ほかにもさまざまな病名がございまして、あくまでも、認知症の症状の中に精神障害症状が含まれ、精神障害のため、長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人が対象であり、初診日から6カ月以上経過した時点で、申請可能となりますので、専門医師でないと難しいところがございます。認知症全ての人が手帳の対象ではないことを御理解ください。

では、質問要旨に沿ってお答えをいたします。

1 問目、認知症予防対策につきましては、須恵町が現在実施いたしております介護予防事業は、認知症予防対策にも効果があるメニューも取り入れた事業です。平成12年度から、行政区ミニデイサービス、15年度から、わくわくデイサロン、27年度からは、アイパッドを使った脳若トレーニング教室がございまして、特に、脳若トレーニング教室におきましては、脳の活性化に大変効果があるということで、児玉議員にも議会代表で出席いただいております行政区ミニデイサービス支援会議でも御説明させていただいております。

今年度は、旅石区が9月4日の行政区ミニデイサービスで、脳若トレーニング教室を取り入れられております。現在、わくわくデイサロンと脳若トレーニング教室は広報誌で紹介しております。今後は、ホームページや各種団体にも紹介し、住民への周知に努めてまいりたいと考えてお

ります。

2問目、認知症介護者数につきましては、認知症の人数は、国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険等の医療レセプト情報を全て把握することができませんので、認知症介護者数を把握することは難しい状況でございます。

3問目、障がい者手帳の交付人数につきましては、8月末現在、身体障がい者手帳は1,090人、療育手帳は243人、精神障がい者保健福祉手帳は285人に交付されております。

4問目、現在の周知方法と今後の取り組みについては、窓口相談に来られた人には、障がい者福祉のしおりなどで、丁寧に説明させていただいております。

今後も、高齢者の総合的な相談窓口である福祉係及び地域包括支援センターにおいて、また、年1回開催しております町内医師会との合同会議においても周知に努めてまいりたいと考えております。

5問目、窓口対応はできているかにつきましては、現在、認知症ということで、窓口にて相談を受け、相談者が何を必要とされているのか、十分にお聞きし、病院へつないだり、介護保険申請手続などの案内をいたしております。

精神障がい者保健福祉手帳を必要とされない相談者や病状によって手帳の対象とならない人もいらっしゃるのので、認知症ということで、即手帳の申請には至っておりません。が、手帳を申請される人は、病院からの紹介で来庁されており、平成28年度は、アルツハイマー型認知症で5名の方が、今年度は7月末現在で、やはり、アルツハイマー型認知症で5名の方が申請されております。

先ほど、認知症または認知症家族への公募はされていますかということでしたが、募集ということですので、そういうことはやっております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、2問目を石井上下水道課理事。

○上下水道課理事（石井 浩二） おはようございます。2点目の福岡地区水道企業団の赤字海水淡水化事業は廃止を提案すべきではとの質問につきまして、お答えさせていただきます。

海水淡水化センターは、福岡地区水道企業団が運営されております事業の中の一つの施設でございます。このため、筑後川水系、多々良川水系、海水淡水化施設を含めて全体で収支を管理されており、これらの多様な水源を一体的に運用することにより、水道の安定した供給をしております。また、海水淡水化事業への建設出資は既に終了しております。

さて、福岡地区水道企業団は、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、福岡都市圏の6市7町1企業団1事務組合により構成されております。現在、筑後川水系からの導水、多々良川水

系の鳴淵ダム、平成17年度から稼働を開始した海水淡水化施設により、1日最大25万8,000立方メートルの水道用水を福岡都市圏に供給しております。

また、平成30年度からは、那珂川水系の五ヶ山ダムの完成により、1万立方メートルが新たに加わります。

海水淡水化事業については、福岡県において、福岡地域広域的水道整備計画の中に位置づけられており、海水淡水化施設は頻発する渇水に対応するためなど、気象条件に左右されにくい新規水源として建設されております。

今年7月に起きました九州北部豪雨で見られましたように、安定した水の供給は非常に重要なインフラであると再認識いたしております。当然、議員さんも、そう考えておられると思っております。近年、少雨と多雨の二極化が進む中で、安定供給、また、危険回避の面から、筑後川だけでなく、複数の水源を持つことが重要であり、海水淡水化施設は天候に左右されない水源ですので、渇水や事故等の異常時や福岡導水の工事など筑後川からの取水が制限された場合におきましても、安定した水の供給に重要な役割を担っておりますので、廃止を提案するという事は全く考えておりません。海水淡水化施設の運用につきましては、今後も引き続き河川からの取水を優先的に使う効率的な水運用を継続していく予定であり、海水淡水化施設は、これまでと同様の運転が望ましいと考えております。

今後は、海水淡水化施設の劣化状況及び維持管理等における課題を調査によって明確に注視すること、また、施設ができて12年が経過し、新技術によるコスト縮減の可能性等が見込まれますので、福岡地区水道企業団に対し、十分検討していただきますよう働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） この海水淡水化事業でありますけど、これは、約160億円の累積赤字を出しております。そして、今後、平成27年から39年まで、今後、この継続事業費を168億4,100万円予定し、今年度中に中間とりまとめをすると、継続するかということで、取りまとめをするというふうな方向を出されておるわけですけど、現在、河水事業ということで、今、理事お話になりましたが、その実績が、この海水淡水化をしなくても、水余りの状況は続いておまして、渇水の状況は今まで報告はされておられません。そうしまして、現在、陸水と淡水、海水淡水化の費用が全然……。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） 先ほど、全体で運営しているって、水道企業団がでしようが。個別の話じ

やだめでしょうか、いいですか。答弁聞いています。ちゃんと。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） 淡水化だけじゃなくて、大山だけじゃなくて、全体で水道企業団が運営しているって、今、理事が申しましたでしょう。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） はいじゃない。それからの質問にせんと。

○議員（1番 児玉 求） はい。じゃあ、おことわりします。

陸水の、これ、福岡市水道企業団の資料であります、28年度で1立方メートル、81円16銭であります。海水淡水化が340円でありまして、この水道企業団としては、プールをして、黒字になつるといふふうなことでありますが、陸水を使えば、全然問題ないわけでありませう。今後、この継続になつると分のですね、27年から39年、事業費168億4,100万円あるわけですが、これは……。

○議長（三角 良人） 簡潔な質問にしてください。答弁できにくいですよ。

○議員（1番 児玉 求） はい。水余りの今の現状を鑑みれば、この海水淡水化事業は廃止を検討すべきだというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。町長、自席から。

○町長（中嶋 裕史） もともと陸水っていうやつは、久原、南畑、背振、曲淵、瑞梅寺、江川、この6ダムで供給しよったわけですよ。それで、昭和53年から54年、福岡大渇水というのが起こったわけですよ。だから、その後、多々良川水系で、長谷、猪野、鳴淵、那珂川水系で、御笠川、多々良川で、その水量を補うように、そして、筑後川大堰をつくったわけですよ。そして、その後、それでも水が不足するというので、大山ダム、下のところにありますね。それから、こっちの五ヶ山ダム、これも全部ダムの水を全て水道水にもらうわけじゃないわけですよ。多目的ダムでございますので、農業用水にも使わないかんし、いろいろなもので使うわけ。だから、五ヶ山ダムでも、そのうちの1万トンしか使わんわけだ。そうすると、海水淡水化は上水に使うだけですから、日量5万トン、一つの大きなダムの水を供給するぐらいの量を出すわけでございます。それで、やっと、かっつ、何とかなるわけですが、今言われましたように、陸水を使えばいって、陸水には全て水利権が入っております。水利権をどのようにするのかと。そして、海水淡水化をつくって、福岡都市圏が水を自前でつくるといふ努力をしない限り福岡都市圏には水はないわけですよ。遠賀川と筑後川、あそこから水をもらわないことには、福岡都市圏は生きていられないわけですよ。250万の人たちがおるわけでございます。それは筑後川の人が、自分たちの水利権をある程度やって、そして、都市圏に水をやろうというふうに言われたわけでございます。その人たちに感謝する気持ちも込めて、淡水化事業を行ったわけでございます。ただ、経済的な

問題だけで、それが160億円も大きな赤字的な問題を起こしている。陸水を使えば、80億円。海水淡水化340円、1トン当たりかかると。それをプールして、それでも福岡都市圏の水は安いわけです。他のところから。それで大渇水のとくに、みんな、水をどんどん使いよったわけですよ。都市圏、水が安いということで、それで大渇水で水の節水をするという、今、福岡都市圏、水の使う量というのは、全国1位ぐらい低いと思いますよ。大渇水を起こして。そういう危機があるから、予備水としても、陸水だけに頼らない。その他の水源としてでも、海水淡水化事業を持っておかなければ、福岡都市圏は生きていられないということで、海水淡水化事業を始めたわけですよ。それに水が余っとうとか、そげな状態じゃないわけですよ。今でも水足りないわけですよ。渇水のとくに。全てのダムの水が上水に来ようわけじゃないわけですよ。その辺は理解してもらわないと。福岡都市圏の人は、筑後川、遠賀川に感謝の気持ちを込めて海水淡水化事業をやっているわけです。そのことを言って、私は終わります。

○議長（三角 良人） 児玉求君。3問目でございます。最後の質問になりますから。はい、児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） 最後ですか。

○議長（三角 良人） 3問目だから。（発言する声あり）

○議員（1番 児玉 求） 今、町長、お話されましたけど、十分現在ですね、さっきも私がお話いたしましたけど、水は足りとるんですよ。（「断言できますか、あなた、それを。事業団でも水が足りとるとやら言わんとに」の声あり）いやいや、これは、これは、私がお話する資料は、福岡地区水道企業団水道用水供給事業改定の資料であります。（「改定資料でしょう、それは」の声あり）いや、だから、私が先ほどお話しました日量30万トン。（発言する声あり）

○議長（三角 良人） ちょっと、一問一答やないから。（笑声）

○議員（1番 児玉 求） 毎日供給する分がですよ。お話ししますと、大口の福岡市が4,953万トンで、企業団合計で8,873万トンになっております。しかし、実際供給できる分はそれ以上、1万1,000トン以上あります。水は足りとるんです。

○議長（三角 良人） 質問は。児玉君、質問に入って。

○議員（1番 児玉 求） はい。それと、受益者負担と申しますか、これはですね、福岡市のほうが、約60%大体占めとるわけです。そして、本町は、この海水淡水化を取水しとるんでしょうか。

○議長（三角 良人） どこまで、終わる、それが質問ですか。

○議員（1番 児玉 求） いや、それはよろしいです。（発言する声あり）

○議長（三角 良人） 一問一答じゃないってば、町長。（発言する声あり）

○議員（1番 児玉 求） それで、この海水淡水化事業を糟屋郡も7町あるわけですけど、

1市。ぜひ、私は、町長は、そういうふうに必要な性を言われておりますが、水が足りている状況におきましては、今後、この企業団としては、29年から、失礼しました、27年から39年までの事業費が168億円あるわけですけど、これは各構成団体に負担金は予定しないということで、費用は料金で回収するというふうなことを言っておるわけですよ。資料で見ますと、須恵町は平成20年が1立方メートル180円で、平成35年から38年になりますと、196円ぐらいになります。ですから、私は、この海水淡水化施設は廃止すべきじゃないかなというふうには思っております。

○議長（三角 良人） そうですね、わかりました。

海淡から水が来ているかどうか。それと廃止に向けてどうするか、2つ答えてください。

○町長（中嶋 裕史） 海淡からの水は来ておりません。現在、水道企業団には、日量268.1トンの水を供給できる、最大量がですね。渇水ときは減るわけですよ。例えば、鳴瀬でも2万2,000トンもらうようにしていますけれども、1万トンしかもらえないときもあるわけがございます。最大量で、状況がよかときで、260万トン。250万トンぐらいしか使っていないから、10万トンぐらい水余りを起こしている。そういう言い方だと思いますが、それはそれとしていいわ。水道料金というのは、その町から出す、水を、買った水を出す。そして、みんなに、戸数でみんなに分配をして、みんなで分けるわけです。そして、料金を徴収するわけですから、我々のように人口がふえているところは水道料金が困っていないわけです。北海道のように、あれだけ広いインフラ整備をして、人口が減っておると。1戸当たりの水道料金は倍ぐらいになっていくわけですよ。水道料金って、そういうことなんです。ただ、それだけではだめだと。福岡都市圏は水がないんですよ。大きな川がないでしょう。どうして、水をつくるんですか。それは筑後川の周辺とか、遠賀川の周辺の人たちが、自分たちの水をあげようということで、もらっているわけです。それを水余りだとか、そういうことを言うたら、筑後川流域の人たちから、相当非難ごうごうですよ。そして、我々は毎年筑後川の人たちの周辺の自治体に対して、カップリングだとか、そういう競艇場から上がったお金をそっちに持っていくとか。ノリを配って、8月1日は節水に心がけてくださいとか。言われたように、節水をしなければ、まだ、ならない。それは筑後川に対するパフォーマンスでもあるわけですよ。水がないと。福岡都市圏には、それをもらっておるわけ。もらっている以上は、自前の水を何とかしてつくろうという、高い水を出して。そうすると、これを250、1日要るわけ。5万トンしか、海淡でできません。あと、5個つくらないかんわけですよ。海淡の施設を、福岡都市圏で。そしたら、5倍のまた水道料金がかかってくるわけです。それを筑後川や遠賀川からもらっているから、安い水でプールして、安い水で終わっておるわけですよ。そういう感謝の気持ちというのはないんですか。でしょう。我々は、筑後川の人たちに感謝しているわけですよ。全て。担当課も、首長連中も、みんな。筑

後川の人たちにありがとうございますということで、年に1回の懇談会はありますが、それ以外のことで、それ以外のことでお金も出して、都市圏から上がったお金を出して、ありがとうございますという気持ちを伝えておるわけですよ。それに水が余っとうから、海淡はやめて、そして、80何円で入ってくるんけんていう、でも、50分の1なんです。海淡の水っていうのは、入ってくる量の。そこをすると料金が物すごく低くなって来るわけでございます。

また、都市圏の水はある程度安いというものがあるわけでございます。それは250万が使っておるわけですから、2万人とか、3万人の町の水道料金とは、そりゃ、違いますよ。いうように、我々は感謝の気持ちを込めて、海淡の施設は存続いたします。

○議長（三角 良人） 以上をもって、児玉君の一般質問を終結します。

.....

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。休憩に入ります。

午前10時22分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、田ノ上真君。

○議員（6番 田ノ上 真） おはようございます。6番、田ノ上です。

先ほどの児玉劇場、楽しく拝見させていただきました。町長のお元気な姿を見て、私もうれしく思っております。須恵町も安心だなと思う次第でございます。ただ、残念ながら、かみ合っていないのが気の毒だなと、お疲れさまでございます。

諸事不穏な世相でございますが、私自身、先日不注意か戒めか足を負傷しまして、恥ずかしながら虫刺されからの感染症です。薬のため痛みのため、議会中に集中力を欠くのは同僚諸兄に迷惑をかけ申しわけなく思っていたのですが、この数日、別に誰も困っていない、チームプレイのありがたさと頼もしさを感じているものでございます。議長からは、スリッパでもいいとのお許しがあつたのですが、私も靴屋でございまして、晴れの間では靴を履きたいということで、きょうは靴をしっかりと履いて登壇させていただいております。個人的なことで恐縮ですが、自戒を込め申し上げた次第です。失礼いたしました。

それでは、通告に従い、要介護者にも福祉タクシー券を望むとして質問いたします。

須恵町においては、障がい者への助成として、福祉タクシー利用券を発行しています。これは実により制度だなどと思っております。須恵町福祉タクシー料金補助支給規則には、その目的を「障がい者に対し、タクシー料金の一部を補助することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、もって福祉の向上に資する」としています。ここに、この制度の高邁な志と深い慈愛を感じるものでございます。

そこで、助成の対象となるのが、支給規則第2条に定める障がい者です。その規定は、1級と2級の身体障がい者の方、療育手帳Aの交付を受けている方、特定疾患医療受給者証をお持ちの方、精神障がい者医療手帳の交付を受けている方とされています。

そして、これらの方で、須恵町に居住し、住民票を持つ在宅の方が、福祉タクシー利用券の助成を受けることができると第3条に示されています。長年、私としては申し分のない制度と想っていたのですが、住民の声を聴いている中で、なぜ要介護の方には支給しないのかという意見に触れ、なるほどと思いました。

言うまでもなく、要介護者と身体障がい者は法的に概念が違いますので、立て分けられています。皆様御存じのとおり、身体障害は身体の機能の損傷、損耗をいい、要介護は生活上の自立の程度により、介助を必要とするかどうかの度合いです。ただそうはいうものの、多くの場合、1級、2級の身障者は同時に要介護者であることが多いでしょう。そういうことから、私自身、現状でカバーできているという認識を持っておりました。

しかしながら、確かに私の父は身障者2級ですが、介護保険制度の中では要介護と要支援を行ったり来たりして、最近はや支援1です。在宅ではございませんので助成の対象外ですが、身障者2級でも要介護とは限らない事例です。逆にいえば、要介護で不自由を強いられながらも、1級、2級の身障者でもなく、療育手帳Aでもなく、特定疾患でもなく、精神障がい者医療手帳を持っていない方、つまり支給規則上の規定に該当しない方が、少なからずおられるのではないかと思います。

なぜ、要介護のみの方が対象とされていないのか。思うに、該当数が余りにも多くなるので助成が大変なのではと邪推もしたのですが、それはさておき、やはりこの支給規則が制定されたのが平成元年という時代性にあるのではと思います。既に、29年が経過しております。この期間に介護保険の成立があり、今に至るまで次第に介護の概念と理解が社会に浸透してまいりました。最近の制定なら、当然に要介護の方も対象になったに違いないと思うものです。

もちろん、本規則の附則を見ると、たび重なる改正の痕跡が確認できるのですが、ここでさらにこの30年間の変化を考慮し、時代に合わせ、対象範囲の再検討・改正することが、この規則制定の精神にかなうものと思ひ、質問に至った次第です。

平成28年度の決算書によりますと、福祉タクシー利用助成金の額は707万7,270円で

す。なかなか多い金額だなと思いました。伺うところによりますと414人に発行されているとのことです。そして、要介護の方は1から5まで705人です。そこから、助成対象の障がい者の方を除いて、在宅でタクシー乗降可能な方などの条件をつけるとしたらどれほどの人数が新たな対象となるのでしょうか。町財政への過大な負担を避けつつ、対象範囲を要介護者まで拡大することを望むものですが、それには対象者が激増しないよう適切な線引きも必要になることでしょう。

それとともに、例えば1人当たり年間60枚助成しているタクシー券の枚数を加減する方法や、かかりつけの病院など行き先を限定する方法も一考の余地があると思います。あわせて制度の運用について見直すことで、タクシー券の過剰な利用を防ぐことも検討に値するように思われます。

例えば、船橋市の制度は、利用者が事前にタクシー券に名前を記入するところは同様ですが、タクシー1回の利用につき運賃全額を支払うとともに、タクシー券を1枚だけ運転手に渡す。その後、申請時に登録した金融機関に役所から所定の額が振り込まれるというものです。いわば事業者には行政上の業務を支援していただく面が発生しますが、事業者ではなく利用者に助成料金相当額を振り込むことで、初乗り料金分の助成を担保するというものです。利用者にも事業者にも煩わしいかもしれませんが、私は悪くない制度と思います。ルールどおりの運用を担保することは、公平性につながるからです。それは、利用者間の公平でもあり、利用者と事業者、そして役所との公平でもあります。

以上、要介護者にも福祉タクシー券を望むとして数点の事項を述べさせていただきました。町長の御見解を伺います。

○議長（三角 良人） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤 義一） おはようございます。では、質問要旨に沿ってお答えいたします。

1問目からでございます。第2条の障がい者規定の範囲を要介護者等へ拡大し得ると思うがということですが、要介護者とは要介護状態にある65歳以上の人、特定疾病が原因で要介護状態にある40歳以上65歳未満の人が対象でございます。

また、障がい者とは身体障がい者、知的障がい者、または精神障害があるため、継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける者と定義されており、要介護者と障がい者とは違います。須恵町の福祉タクシー料金補助支給規則は、障がい者のための福祉サービスでございますので、要介護者までの拡大を考えておりません。

2問目でございます。既に各地の自治体で取り組んでいる事例はありますが、平成28年度、宇美町では廃止はされておりますので、近隣では糟屋郡内、大野城市、太宰府市においても実施されております。現状での要介護者の分を試算すると、平成29年8月末で要介護者数は705人で、身体障がい者手帳1、2級以外の要介護者数は542人となります。適切な線引き

が必要と思われますが、今までの実績額で換算しますと、1人当たり約7,480円で、要介護者542人を対象とすれば405万4,160円の増となり、現時点で難しいと考えられます。

3問目でございます。須恵町での運用は、主に福岡県タクシー協会に登録ある事業所は協会が取りまとめて、未登録の個人タクシー等は町へ直接請求されており、円滑に事務処理もできているところでございます。

以前委員会で、福祉タクシー券の不正利用対策についての御質問がありました。そのときにもお答えしておりますが、タクシー券の利用方法については、毎年、タクシー会社と利用者へ周知徹底いたしておるところでございます。

4問目でございます。現在の福祉タクシー利用券においても、基本は病院治療が目的でございます。要介護者を追加した場合、1人当たり年間60枚の発行枚数が減ることになり、現時点で難しいと考えられます。

5問目でございます。8月31日現在、須恵町の要介護者数は705人で、そのうち要介護かつ身体障がい者1、2級の者は163人でございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、担当課長のほうから、るる説明があったわけですが、議員のようにあらかじめ数字を調査していただいて質問されることを望むわけございまして、そのような勉強も事前にしてあるなというふうに思っておりますし、またある程度の線引きをしないと支援費あるいは扶助費が激高するというふうなこと、さすが文教厚生委員長だなというふうに思っておりますが、そういうことございまして、問題はお金の問題に引っかかってくるわけでございます。

それであると、自動車免許証を返納した人、この人もやはりその中に当てはまるのではなかろうかというふうに思っておりますが、そうしますとどの程度になるか検討の余地はあるなというふうに思っております。それで、400万円程度やったら私が出そうかと言いましたら、副町長が「ちょっと待ってください」というふうなこと言いましたので、その辺は、これから検討させていただきたいと。どこかで線を引かなければならないという難しさがあるわけで、多数の意見を聞きたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 田ノ上真君。

○議員（6番 田ノ上 真） 検討するとの答弁をいただいたと思っております。半ば予測しておりましたが、コスト的に大変厳しいというのは本当に理解しております。須恵町の現状も踏まえて、事業を拡大するということには慎重でなければならないというのはもとよりでございます。ただ、人数の多寡にかかわらず必要に迫られている人がいる、そういった方々をどうやって手を伸ばしていくかということも、これも行政の大きな仕事で、またそこに喜びも発生するのではな

いかと思うものでございます。

また、必要であり喜びという話をすれば、人間は行動することで喜びを感じる、そういう意味では高齢化が進むこの中で、確かに障がい者という形で縛りを入れると要介護者には行きつかないわけですが、そういったところを広く考えて検討していただくことを望んでおります。今後とも、機会があれば訴えを続けてまいりたい気持ちでおります。

以上で、私の、また。（発言する声あり）それじゃあ頂戴したいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） やっぱりこういった田舎は、足がないことにはなかなか行動ができないわけですが。それで免許の返納も難しいような状況でございます。返納された方には、この前も事故がありましたように、76歳の方が事故を起こされた。その返納された方にも、やはり何らかの形で手を差し伸べなければならないと。先ほど言われましたように、金銭だけの問題ではないと、そういうふうな広い心を持って福祉の政策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 以上で、田ノ上君の一般質問を終結します。

.....

○議長（三角 良人） 7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議席番号7番、松山力弥でございます。今回は、臨時職員等の計画的な雇用をと題しまして質問をさせていただきます。

地方自治体の正規職員は、正規職員以外にさまざまな雇用体系があります。地方公務員法第3条第3項による嘱託職員、同法28条の4による再任用職員、同法第22条第2項に規定されています臨時職員、また当町は現在採用されていませんが、派遣職員及び民間委託職員等があるようです。民間委託職員、いわゆる業務のアウトソーシングについては、国の補助金の採択があり、業者を入れてその自治費の是非を調査、研究中ということで、今後その効果が結果が報告されると思います。

この補助金は、先駆的な取り組みを実地しようとするモデル事業で、全国の市町村で7カ所、町では須恵のみであることで大いに注目されており、その結果が期待されているところでございます。6月の議会の補正で、業務改革プロジェクト委託金約1,500万円をいただいておりますので、職員の力を発揮していただきたいと思っております。

さて、今回は私が確認したいのは、それぞれの雇用体系における定年とその業務内容、業務範囲です。

まず、定年についてです。嘱託職員については、須恵町嘱託職員規定において年齢60歳とされ、介護保険広域連合糟屋支部事務長、事業統括審議官、指導主事等は年齢65歳、久我記念館

館長兼歴史民俗資料館館長は年齢67歳、その受付案内は年齢71歳となっており、再任用職員については、年金支給開始年齢の繰り延べに対応したもので、須恵町職員の再任用に関する条例によると、61歳から段階的に年齢が引き上げられ、現在は年齢65歳とされています。

また、いずれにしても毎年任期の更新が必要になることです。臨時職員の任期については、須恵町臨時職員等の任用及び勤務条件に関する規定の第4条に、6月を超えない期間で更新しないものとする。ただし、事務の都合上やむを得ない場合、6月を超えない期間で更新できる。つまり最長1年間と示されています。

しかし実際は、その能力の高さから1年を超えて勤務をいただいている方が複数いることも承知はしています。この臨時職員の規定には、定年の規定については見当たりません。基準は定めるべきと考えます。

次に、業務内容、業務範囲についてです。臨時職員は臨時的、補助的な業務で短期間の任用、最長1年であると規定されています。嘱託職員、再任用職員は、有資格者であったり技能経験を持った人であったり、正規職員と同等の業務内容ができる人だと認識しています。特に、再任用職員は、管理職経験者がほとんどで、その豊富な知識や経験を十分に発揮できる部署に配置されているものと思っております。この議会対応においても、現管理職のよき相談相手であると思っております。またこの議場においても、2人の経験豊かな人材が力を発揮しておられます。

では、質問に移ります。1番目に、雇用形態別の職員の人数、業務内容を教えてください。

2番目に、臨時職員について、法に示された臨時的、補助的な業務の範囲を超えて任用されている者はありますか。

3番目に、嘱託職員について、定年に例外的な規定がありますが、また臨時職員についての定年は何歳としていますか。私は、基本65歳、長くとも70歳だと思っております。65歳以上、または70歳以上の対象者はいますか。いるならその任用理由とともに教えていただきたいと思っております。

4番目に、嘱託職員、再任用職員については、どの範囲までの業務ができているのか。正規職員との業務内容、範囲に違いがありますか、お尋ねをいたします。

○議長（三角 良人） 満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） では、御質問にお答えいたします。

まず、最初の、雇用形態の職員の人数及び業務内容でございます。平成29年8月1日現在におきましては、まず臨時職員は199人雇用しております。このうち、勤務時間が週5日ないし4日、事務上はフルタイム職員と自分たちは呼んでおりますけれども、こちらの職員は94人、残りの105人は短時間または短期間の雇用になります。

業務内容につきましては、最初の週4日以上雇用の臨時職員の場合は、道路の清掃管理、町有

林の維持管理、運動公園の管理、みそ加工所の加工など、いわゆる作業的な業務になります。学校事務補助、図書業務、警備業務、教員などの学校関係もごさいます。ほか保育士、幼稚園教諭、調理員業務など、そして町立図書館業務、地域包括支援センター業務、そして役場庁舎の一般事務の補助業務といたしまして5課で雇用をいたしております。

次に、短時間、短期間雇用の臨時職員の場合ですが、社会教育施設の受付及び管理、自然食普及センターの商品販売、保育士、幼稚園教諭の補助業務などになります。一部庁舎内の一般事務の補助業務もごさいますが、ほとんどが庁舎外の施設での業務になります。また、その業務につきましては、職員の監督のもと補助業務を行っているということでごさいます。

次に、臨時的、補助的などの業務の範囲を超えての任用ではないかというところでごさいますが、本町の臨時職員任用の取り扱いにつきましては、緊急または臨時の職に関する場合に任用を行うと規定されておりました、地方公務員法の第22条第5項により運用しております。その業務は、臨時的、補助的なものであり、業務上の責任は当然正規職員にごさいますし、業務遂行に当たっては、正規職員監督のもと実施しておりますので、不合理な格差はないものと考えております。

次に、定年についてごさいます。嘱託職員の定年は、須恵町嘱託職員規定で定めておりますが、専門的で見識あるいは経験が特に必要と認められる職種について、年齢を引き上げて任用している場合ごさいます。それは先ほど松山議員がおっしゃられたところの職種になります。同様に臨時職員につきましても、職種あるいはその業務内容に高度な専門性で見識、また経験を必要とするところごさいますが、臨時職員等の規定には、先ほど言われましたように、定年など年齢の制限は設けてはおりません。ただし、体力的なことなどを考慮し、職種によっては内規で年齢制限を運用している課が一部ごさいます。

では、31人おります一般会計嘱託職員の定年につきましては、嘱託員規定第3条の3の2、60歳と明記いたしております。この後にただし書きが続きますが、それは先ほど言われましたところの、福岡県介護保険広域連合の糟屋支部事務局長等ごさいます。なお、水道企業会計の嘱託職員の定年は70歳としております。5人のうち3人が65歳以上になります。

先ほど飛ばしてしまいました。先ほどの嘱託職員の中で、65歳以上の職員は66歳と71歳、2人おります。

次に、勤務時間が4日以上臨時職員につきましても、65歳以上が16人。うち70歳以上が3人おります。

次に、嘱託職員の業務範囲についてごさいますが、まず嘱託職員につきましても、嘱託職員規定には詳細な業務範囲までは示してはおりませんが、勤務時間、休暇等が正規職員に準じていることから、業務内容につきましても正規職員に準じる形で雇用契約を行って運用しております。

次に、再任用職員につきましては、国家公務員の再任用制度に基づき、須恵町再任用制度運用指針により任用しておりますが、その中で再任用職員の業務につきましては、定年前職員の業務と同質のものとされておりますことから、正規職員と同様の業務を行うこととなります。

最後になりますが、アウトソーシングの検討及び計画につきましては、先ほど申されたように、今年度総務省の採択を受けて業務改革モデルプロジェクト事業において窓口業務及び内部管理業務の洗い出しを行い、アウトソーシングの検討を行っております。アウトソーシングにつきましては、国も行政サービスのオープン化、アウトソーシングを推進しておりますが、須恵町のよう小規模自治体モデルケースをつくるため、今回本町の取り組みに、先ほど申されたように注目しておるところでございます。

本町は業務が複雑化、多様化するに伴いまして、多数の臨時職員を抱えてしまったことは、先ほど議員からおっしゃったとおりでございますが、その臨時職員の労務管理がさらに業務をふやす要因となっております。その見直しと計画的な運営が必要だと考えておったところでございます。アウトソーシング、民間委託と申しますと臨時職員をなくすということで、現在雇用しております臨時職員に雇用の場の提供がなくなるのではないかと思われがちでございますが、モデルプロジェクト事業では、そこで検討しておりますのは、アウトソーシングは、雇用している臨時職員のそのまま民間会社に転籍をしていただき、今までと同じ業務についていただくということを想定しております。このアウトソーシングの利点を3点ほど申し上げますと、まず業務になった臨時職員を先ほど6カ月、6カ月という雇用期間の法的な22条で書いてあるところが松山議員のほうから紹介いただきましたが、その法を遵守した形で継続して雇用ができること。2点目としまして、職員の業務を見直すことにより、職員でなくてもできる業務を委託することで、職員が本来取り組むべきコア業務、主要業務に専念できること。3点目としまして、今後業務が複雑多様化、増大化してもなるべく職員数をふやさずに乗り切ることができることが上げられます。

以上のことから、実際には今年1年をかけてモデルプロジェクト事業の中で検証していく予定でございますが、委託可能な業務から段階的に計画的に実施できればと考えておるところではございます。

以上のとおりでございます。

○議長（三角 良人） 松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 今、理事からアウトソーシングについてのことでございましたが、私が心配していたのは、今から先、退職者がふえてくる中で、この民間委託にさせますと役場の職員等、また須恵町の働き手ですね、60歳定年になった後の働き口がなくなるんじゃないかなと危惧しておりましたけども、そこら辺を須恵町の、今働いている方をここに移すということになれば、何らかわりはないかなと思っております。その分はわかりました。

私が一番気にしているのが、先ほど話もありましたけれども、1日の日に痛ましい事故があったわけですが、ドライバーが76歳と70歳半ばでございましたけれども、先ほど言いました道路管理等、山の管理等の人たちが、大体内規的には70歳だと聞いておりますけれども、有識者というか技術者というか、そういう方が70歳を超えた方がおられるとわかっておるところでございますけれども、特に70歳を超えたら現場との職については、その責任の重さゆえ無理をされたりするので、事故がないか心配しておるところでございます。

そういうことから、定年、内規的なこともありますけれども70歳を超えても、最低でも何年までにはやめてもらうというような形をしないと、もし事故があった場合に、そこら辺が気になるところでございます。今後、先ほど上水関係については70歳が定年と規定されているところでございますけれども、そういうのも全体的に、後継者がいないから延長するのも、それは結構でございますけれども、年齢等考えて採用していただきたいと思っております。どうしても定年70となりますと定年するという事ですから、後継者を先につくるのが行政の仕事じゃないかなと私は思っておりますが、そこら辺も考えてやっていただきたいと思っております。何かあった後には遅いんじゃないかと思うところでございますので。

それともう一つでございますけれども、これは内規的な退職者のことでございますが、6月議会において、総務課の城山防災会館建設に当たりまして現場説明があったわけでございますけれども、説明が総務課2名で我々議員に説明がありましたけれども、なぜ総務課で説明するのかということを知りましたところ、消防関係は総務課だからということでございます。その建築について、総務課が説明するわけでございますけれども、金額的なことはよくわかりますが、その金額を出したのは誰かと、やっぱり建築に携わった人が出したと思うんです。

そういう説明をするのに、その有識者、建築にかかわった人がいないと。ただ須恵町には1級建築士を持った方おられますが、今別の部に配属されておられるわけですが、やっぱりそういう建築関係、またいろんな部署の関係につきましては、そういう有識者を持った方を必ず置いておく、各部署、建築については建築の経験のある方、そういう方を配属させていかんのはいかがかなと思います。

そういうことで、私、建築ちょっと詳しいもんだから、質問しますと、やっぱりできませんので、そこ誰が計算したのかというと別の部署の方がしたわけでございますけれども、おるんやったらそういう方を出すと。それからそういうことで、退職者もおられるわけですが、退職者の方をちゃんとした配置に置いていただくということもお願いしたいと思っております。

またひとつ、アウトソーシングに戻りますけれども、よその町においては、学校等を建築する場合、民間のOBの方、民間を卒業した方、定年した方をそういう方を入れている町もありますので、そこらも検討していただけないかと思っております。

この再任用につきましては、平成13年の4月に、公的年金の支給開始が引き上げられたこと
によって再任用制度が導入されたわけでございますけれども、今後こういうのがふえてきますの
で、その配置を計画的に行っていただきたいと思っております。

そういうことで、須恵町には、よそにちょっと尋ねてみましたら、58歳から計画的に再任す
る場合は、もう2年前から58歳ぐらいから計画を練ってやっているところもありますので、そ
こら辺の計画等はあるものかよろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、職員は、昔は100人に対して1人という言い方をしておりました。
だから今2万7,800人ですから270人ぐらいが、職員おっても通常の町の形態だというふう
に捉えられるわけですが、本町それで今170人の定数ですけども、職員150人ぐらいしか
いないわけで、その分をいわゆる臨時職で賄っていると。それも大体5課で10人ぐらい雇っ
ていますから、その10人ぐらいが職員の代替をしておると。幼稚園の先生だとか、あるいは山だ
とか、それはもう特別の業務でありますので、本来は幼稚園は正式の職員を採用しなければなら
ないということですが、これは、民活の問題等がありまして、そこで職員になっておった者を切
るわけにもなりませんので、そこは臨時嘱託職員で対応していくというのが、数十年続いていっ
たわけでございます。

あわせて300人ぐらいの職員になるわけでございますけれども、それは特殊な、よその町で
は置いていない山の作業員さんだとか道路の作業員さんだとかそういう。今、町のほうでシル
バーをつくっておりますので、そういったものは極力シルバーのほうに回していきたいというふう
に思っておりますが、シルバーも70歳以上で、働く内容の制限が加わってくるわけござい
まして、非常に難しいわけですが。山あるいは道路作業でも、70歳を超えて雇っておるとい
うことですが、その方は特殊な技術を持ってありまして、その方にかわる須恵町に、ほか一人ぐ
らいおっておりますが、その方も70過ぎであるということ、その方がやめられると、担当課、
うちでいえば地域振興課になるわけですが、地域振興課の職員がそれにかかっても追いつかない
というふうな状況ございまして、特殊技能というよりも特殊なものがあって、その方はけがを
しないように、もう作業はしなくてもいいから指示をしてほしいということで採用しております。

それから、道路作業についても、60歳ぐらいで会社やめてこられても、もうきつい大変だ
からすぐやめてしまわれるわけですね。そうしますと過去勤めてあった方のほうが非常に便利
であるし、その方を知っておられますので、やめられたらすぐその方に、ちょっと来てもらえん
やろうかというふうなことで、体も元気であるということからしておるわけでございます。来年
あたりもまた山のほうも道路のほうも、いわゆる退職者が出るわけですが、もうその方がやめら
れたら仕事が成り立ちませんというふうなことで、その言っている方も、翌年はもう定年という

ことになってくるわけでございまして。

例えば草刈りでも、元百姓とかそういうふうなことであればできるわけですが、もう試験で草刈りの試験とかしても、もう新人の方、怖いような状況であるわけでございまして、どうも職員のほうの方がその方を雇うというのは避けて、この方をお願いしますというふうなことを言ってくるので、内容に詳しいもんですから、その方に行ってもらおうということをして。特に70歳以上については、けががないように、もう現場の仕事をできるだけ若い人にやってもらって、ノウハウを教えていただくというふうなことに徹するというふうにしております。

それから。

○議長（三角 良人） 専門職を置かん、何ていうの。

○町長（中嶋 裕史） 専門職というのは民間であって、その専門職でやめられてその専門でこられるということには、もうつながらないわけですね。だから、昔は百姓しとったから山でも行きよらっしゃったから、その方たちが山の作業をしていただいて助かっておったわけですが、今はもう山の作業とかした経験が誰もいないし、指導する側もそういう経験者もいないし、そういう特技的なものを持ってあるという方を働いてもらわなければならないという状況にあるわけでございます。

それと、何やったかいな。

○議長（三角 良人） 建築部門においてね。

○町長（中嶋 裕史） 建築のそれは、現場の説明、現場というかその説明に行っただけであって、専門の職員は、例えば議会とか、あるいは現場説明とかそういうときには、また設計者とかその技術を持った人が来るわけでございまして、今回現場視察というようなことでございましたので、担当課で対応したというふうに思うわけでございます。そういうふうな専門的な知識を持った人たちがいる場合については、どうしても専門的な職員を配置するということでございます。

それと、何やった。

○議長（三角 良人） それだけ。

○町長（中嶋 裕史） 以上です。

○議長（三角 良人） 松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 道路の管理人と山については、今説明よくわかりましたけども、恐らく責任の強い方でございますから、皆さん、そういう仕事をする人は。若いのに任せるといって、機械を持ったりすると思いますけども、早目に後継者をつくっていただくような教育をお願いしたいと思っております。

それと、専門職のことでございますけれども、建築する場合に、設計事務所の単価の言いなりじゃなくて、そういう専門職の民間の上がった人を置きますと、嘱託職員ですから給料も

50パーセント、60パーセントぐらいのもんでいいと思うんですけども。仮に建築する場合に設計事務所が管理しますけども、その上に町の管理者ということ置くと、町の担当者がいちいち打ち合わせをしなくても、その管理者が設計事務所と打ち合わせをしてそれを進めるということでございます。

そういう私も経験しておりますので、今この議員になった立場でこの町の仕事をすることになりますと、上から見るとこういう置いた意味がよくわかるわけでございます。そういうことで、できるならば今の少ない職員でやっているのを少ない金額で雇えれば雇って、仕事の軽減をしていただきたいとは思っております。

やっぱり年をとると、先ほども何度も言いますが、先ほど町長ももう70近くなると、答弁に、あれあれあれとこれとかですね、そういう調子でございますので、我々も物忘れしておりますけども、やっぱりこれは年齢は勝てませんので、そこら辺を考慮しながら嘱託職員、または再任用、そこら辺を今後もよく検討して適材適所に配置していただきたいと思っております。

あとあまりこれ以上もう言うこともありませんけども、私の意思は大体伝わると思っておりますので、総合的に今後の再任用については、須恵町の定年者の雇用を生み出していただきたいと思っております。

以上で私の説明を終わります。

○議長（三角 良人） 質問や。

○議員（7番 松山 力弥） 質問。

○議長（三角 良人） 終わりね。

○議員（7番 松山 力弥） 質問かな。いいですか。

○議長（三角 良人） いいです。

○議員（7番 松山 力弥） 町長が答弁するなら、何かありましたら聞きますけども。（発言する声あり）それじゃ、終わります。

○議長（三角 良人） 以上で、松山君の一般質問を終結します。

これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時25分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。次の本会議は9月13日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時20分散会

議事日程(第3号)

平成29年9月13日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第47号 平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第48号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第49号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第50号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第51号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第52号 平成28年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第54号 名誉町民の推戴について
- 日程第 9 議案第56号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第57号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第58号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第59号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第60号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第47号 平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第48号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第49号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 4 議案第 50 号 平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 51 号 平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 52 号 平成 28 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 53 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 54 号 名誉町民の推戴について
- 日程第 9 議案第 56 号 平成 29 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 57 号 平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 58 号 平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 59 号 平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 60 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 16 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	満 行 誠
上下水道課理事	石 井 浩 二	健康福祉課理事	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地 域 振 興 課 長	稲 永 勝 章
健康福祉課長	長 澤 義 一	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	百 田 清 二

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで、一括議題について、お諮りします。議案第47号から議案第52号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第47号

日程第2. 議案第48号

日程第3. 議案第49号

日程第4. 議案第50号

日程第5. 議案第51号

日程第6. 議案第52号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第47号平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第48号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第49号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第50号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第51号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第52号平成28年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。決算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第47号平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第52号平成28年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に際しましては、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に、去る9月4日、5日、6日の3日間、審査を行いました。審査内容の詳細につきましては、議長、監査委員を除く議員12名の特別委員会であることから省略をさせていただきます。

それでは、各議案についての報告に入ります。

議案第47号平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額89億8,213万2,030円、対前年度比1.8%の増に対し、歳出総額86億

6,168万5,390円、対前年度比1.2%の増で、歳入歳出差引額は3億2,044万6,640円となり、過去最高額となりました。

経常収支比率は88.6%で、前年度比3.1ポイント上昇し、糟屋地区の中でも1町を除き上昇に転じ、以前として財政構造の硬直化は続いています。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額6,114万9,000円を差し引いた実質収支額は2億5,929万7,640円で、7年連続の黒字決算となっています。この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は2,998万8,000円の黒字となりました。

財政調整基金へ町有地売却及び電線路仮設のための地役権設定収入により492万5,000円の積み立てがありましたが、一般会計へ3億円の繰り出しにより、積立総額は22億9,911万3,000円と、昨年度から2億9,507万5,000円減っています。実質単年度収支額は2億6,508万7,000円の赤字となっています。

歳入においては、予算現額及び調定額並びに収入済み額は前年度より増加し、不納欠損額は減少しています。収入未済額は減っているため、収入率が0.1ポイントふえています。町税の徴収率は94.9%で、前年度に比べ現年度分、滞納分ともに上昇していますが、糟屋地区の中では下位に位置しています。

自主財源では、町税が28億6,263万2,748円で、町民税の個人分では納税義務者の増加、法人分では事業所の増加などにより1,396万1,000円の増で、固定資産税は事業所の増加、住宅新築などにより6,237万円の増、軽自動車税は増税もあり1,132万円の増、町たばこ税は655万円の減でしたが、町全体では29%、8,100万円の増収となりました。繰入金2億9,622万4,000円の増、繰越金7,318万9,000円の減でした。

依存財源では、地方交付税は19億9,894万9,000円、6.6%、1億4,157万4,000円の減額、地方消費税交付金3,313万円の減、国庫支出金1億466万1,000円、株式等譲渡所得割交付金736万4,000円、配当割交付金552万8,000円、利子割交付金で230万9,000円がいずれも減となっており、町債が1億1,494万円、13.1%の減となっています。

前年度に比べ、自主財源は3億1,596万9,000円、3ポイント増加しています。これは人件費及び扶助費などの経常経費の増、また地方交付税、地方消費税交付金の減少により、依存財源が減少したことで自主財源が増加しています。

28年度末の町債残高は65億3,741万5,000円で、須恵東中学校大規模改造工事等により、前年度に比べると2億1,623万2,000円増加しています。

歳出につきましては、人件費は12億618万9,000円で、前年比3,388万3,000円、2.9%の増です。

普通建設事業費 1 億 3,653 万 8,000 円、前年度に比べ 1,497 万 7,000 円、1.3%の増です。増減額の主なものは、総務費ではオープンイノベーションセンター建設工事請負費で 1,998 万円の増でしたが、国勢調査費及び番号法の改正に伴う自治体クラウドサービス提供業務委託料等の電算業務関係の委託料並びに須恵町 PR 業務委託料、地方版総合戦略策定支援業務委託料、業務システム再構築事業分担金の減額により 6,507 万円の減額、民生費ではアザレア幼児園建設工事事業費 1 億 4,688 万円の減額でしたが、アザレア幼児園跡地駐車場整備工事請負費及び臨時福祉給付金、児童手当、障害者支援費、自立支援給付費、国民健康保険特別会計繰出金により 7,116 万 5,000 円の増額。

衛生費ではごみ袋製作費及び須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金等により 1,627 万 2,000 円の減額。

農林水産業費では、尾黒ため池改修工事請負費 1,521 万 7,000 円の増でしたが、農道、水路、ため池補修整備測量設計委託料や新法尺井堰油圧機取替、山大道ため池改修等の工事請負費の減額により 2,617 万 9,000 円の減額。

土木費では、サル田水路補修、須恵②橋ほか 2 橋補修等の工事請負費及び道路改良に伴う用地取得により 1,852 万 4,000 円の増額。

消防費では、防災計画策定業務委託料 903 万 8,000 円の増額でしたが、南部三町モーターサイレン吹鳴システム整備工事請負金並びに地域中部防災センター（仮称）用地取得費により 1 億 344 万 3,000 円の減額。

教育費では、第一小学校校舎耐震補強工事請負費及び文化会館空調更新工事請負費は減額でしたが、給食調理等業務民間委託料、小中学校パソコン借り上げ料、就園奨励金補助金及び須恵東中学校大規模改造、須恵中学校校舎外壁改修等の工事請負費により 2 億 406 万円の増額。

公債費では、須恵中学校グラウンド整備事業債ほか 2 件の償還終了はありますが、学校教育等施設整備事業債と新たに 7 件の償還開始となり、1 億 110 万 5,000 円の増額となりました。

28 年度の特別会計への繰出金は 6 億 7,841 万 1,975 円で、前年度より 2,077 万 3,795 円の増額となりました。

国民健康保険特別会計は、3,740 万 1,880 円増加しています。これは 27 年度の前期高齢者交付金が 25 年度の医療費に基づく精算により増加したため、法定外繰入金が減少したことによるものと、28 年度において医療費増に伴う県調整交付金が減額となったことによるものです。

国民健康保険は、町の財政責任により運営されていますが、平成 30 年度から町と県が共同して財政責任を負うこととなります。それに伴い県が示す標準保険税率は現在の税率よりも上昇が予想されます。

繰出金の主なものは、国民健康保険特別会計に2億9,317万5,054円で3,740万1,880円の増、後期高齢者医療特別会計に7,844万6,921円で、213万5,915円の増、公共下水道事業特別会計に2億6,780万5,000円で、1,294万6,000円の減、農業集落排水事業特別会計に3,898万5,000円で、581万8,000円の減です。

質疑としまして、歳入において、11款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の収入未済額について。

12款使用料及び手数料では、滞納繰越分幼稚園使用料について。

19款諸収入では、土地賃貸借契約保証金について。

歳出において、2款総務費では、類似公民館の火災保険料、一般管理費の賠償金、コミュニティバスの今後について。

3款民生費では、アザレア幼児園建設工事請負費、待機児童数について。

4款衛生費では、カラスの巣駆除の委託先について。

6款農林水産費では、農業生産構造特別対策事業補助金、農用地流動化対策事業補助金、経営所得安定対策等推進事業費補助金の内容、有害鳥獣駆除の委託先、無線機の購入について。

9款消防費では、有事の際の対策、災害に対する考え方について。

10款教育費では、スクールカウンセラー、ヤングアドバイザー報酬、幼稚園総務費の執行残についてなどが質疑されました。

討論では、臨時福祉給付金の不用額があり、その給付措置が不十分である、待機児童の改善が行われていないなどの理由により、反対するとの反対討論がありました。

議案第48号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額37億3,591万978円、歳出総額37億3,125万5,600円で、歳入歳出差引額は465万5,378円となっており、実質収支額も同様です。これを単年度収支でみると、マイナス175万5,726円で、マイナス3,283万4,922円となり、実質単年度収支は赤字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は92.7%で、そのうち国民健康保険税が64%と大きく率を引き下げています。

歳出合計額の予算に対する執行率は99.9%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では3款国庫支出金が9,011万3,423円で、率にして11.5%、4款療養給付費交付金が500万4,073円で4.3%、7款共同事業交付金が6,437万6,636円で8.4%、8款繰入金が3,740万1,880円で14.6%の増です。1款国民健康保険税は953万9,040円で率にして1.8%、5款前期高齢者交付金が9,826万232円で10.2%、6款県支出金が6,090万7,814円で、22.1%の減

となっています。

歳出では、1款総務費が1,145万7,399円で率にして32%、2款保険給付費が6,340万5,575円で2.8%、7款共同事業拠出金が492万850円で0.6%、8款保険事業費が272万2,870円で16.7%の増です。3款後期高齢者支援金等は1,938万7,295円で率にして4.9%、6款介護納付金が1,263万5,472円で9.2%、9款諸支出金が1,882万270円で、55.3%の減です。

平成28年度の国民健康保険税の徴収率は、現年度91.24%で前年度比1.15ポイントの増、滞納繰越分12.06%で0.77ポイントの減となっており、全体では63.96%で前年度より0.06ポイント上回っています。不納欠損額は772万4,019円で、人数は66人となっています。

今年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入が約2,990万円、歳出が約3,170万円の増となっています。これは、被保険者数は減少したものの、1人当たりの医療費及び総医療費が増加し、これに伴う国の負担金、国保連合会からの共同事業交付金が増加したことによるものです。

また、前期高齢者交付金の前々年度の生産額、県の財政調整交付金の医療費抑制市町村分及び共同安定化事業拠出超過補填分の減額の影響により、国保会計の赤字補填のため、一般会計繰入金は4,400万円となり、前年度と比較すると3,200万円の増となりました。

質疑として、歳入では1款国民健康保険税で滞納繰越分について、歳出では8款保険事業費で、糖尿病性腎症重症化予防指導業務の内容についての質疑がありました。

討論については、保険税の額に不満であるため、滞納者増加の現状等についてのさらなる対応を求めたいので反対しますとの反対討論がありました。

議案第49号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額3億170万2,581円、歳出総額2億8,728万4,230円で、歳入歳出差引額は1,441万8,351円となっており、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.6%、調定に対する収入率は98.6%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.8%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料が2億967万1,290円、歳入合計に対する構成比69.5%と、3款繰入金7,844万6,921円、歳入合計に対する構成比26%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億8,196万3,117円、歳出合計に対する構成比98.1%が主なものです。

議案第50号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額は11億1,016万2,207円で、前年度比5.1%、5,989万1,655円の減です。

歳出総額は11億328万7,382円で、前年度比5.2%、6,010万5,962円の減です。

歳入歳出差引額は687万4,825円、実質収支額も同額です。

単年度収支は21万4,307円で、黒字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.2%、調定に対する収入率は98.8%で、前年度比0.3ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は99.6%で、前年度と同様です。

歳入では、1款負担金が供用開始面積の減により、前年度比41.6%、2,869万4,390円減少しています。2款使用料等は公共下水道への接続がふえたことにより、前年度比6.6%、1,493万960円の増となりました。3款国庫補助金は前年度比12.1%、1,700万円の減、5款繰入金は前年度比2.7%、844万1,000円の減、8款下水道事業債は前年度比5.1%、2,130万円の減となりました。

歳出では、1款総務費が前年度比5.7%、1,283万4,420円の減、2款下水道事業費が11.3%、5,672万8,939円の減、3款公債費が2.2%、945万7,397円の増です。

町債の今年度借入額は、3億9,230万円で、償還未済額は67億830万146円となっています。

なお、下水道普及率は82.1%です。

質疑として、歳入の1款分担金及び負担金において、滞納繰越分受益者負担金についての質疑がありました。

議案第51号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額は7,658万2,661円で、前年度比1.5%、116万5,298円の減です。

歳出総額は7,316万4,902円で、前年度比1.7%、127万4,126円の減です。

歳入歳出差引額は341万7,759円、実質収支額も同様です。

単年度収支は10万8,828円で、黒字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は99.4%で、前年度比0.2ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は95.7%となっております。

歳入では、1款分担金が394万円の増となりました。3款繰入金は前年度比13%、581万8,000円の減、6款下水道事業債は前年度比2.3%、50万円の増。

歳出では、3款公債費が2.3%、145万1,394円の減です。

町債の借入額は2,270万円で、償還未済額は4億7,319万7,452円となっています。
なお、下水道普及率は2.5%です。

質疑として、歳出2款農業集落排水事業費において、農業集落排水事業費の事業費における不用額についての質疑がありました。

議案第52号平成28年度須恵町水道事業会計決算の認定について。

営業実績で、給水人口で2万7,655人で、前年度比121人増加しました。

年間総排水量は260万2,454立法メートル、年間総有収水量は249万7,778立法メートルで、2万9,014立法メートル増加し、有収率は、95.98%。水道普及率は99.44%でした。1立法メートル当たりの供給単価は上がっており、給水原価は下がっています。

排水施設改良工事は、筑紫野・古賀線3工区、水道管改良工事ほか16件が施行されています。

収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益5億9,980万9,939円に対し、同費用は5億5,567万9,721円で差し引き4,413万218円の黒字となっています。

前年度比28.9%、990万1,842円の増でした。当年度未処理利益剰余金は4億659万6,419円となっています。

資本的収支では、緊急時用連絡管の国庫補助事業継続に伴う収入及び支出額は増加しましたが、下水道工事に伴う工事請負費及び浄水施設耐震補強工事請負費並びに佐谷立毛地区測量実施設計業務委託料等の減により、収入1億1,564万3,580円に対し、支出は2億8,466万9,235円となっており、差し引き1億6,902万5,655円の不足額が生じており、損益勘定留保資金で補填されています。

以上、質疑を踏まえ、討論、採決の結果、議案第47号、48号、49号の3議案については、賛成多数で認定することにしております。

議案第50号、51号、52号の3議案については、全員賛成で認定することにしております。
以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第47号から議案第52号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第47号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第47号平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

平成26年度消費税5%から8%への値上げに伴う所得の少ない人に支給される臨時給付金。

3款民生費12目臨時福祉給付金給付事業費、簡素な給付措置3,000円ですけども、これが3,248万6,000円、23節国庫償還金549万、不用額228万1,033円。13目臨時福祉給付金、年金生活者用3万円であります。これが9,582万9,000円、不用額が1,347万225円。14目臨時福祉給付金、経済対策用1万5,000円、これが1億3,325万8,000円、繰越明許費が1億3,303万2,108円。

28年度執行残もあり、速やかに支給対象者に周知徹底され、早急に支給されるよう要請し、反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論ありますか。——これにて討論を終結します。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第47号平成28年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第48号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案48号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

平成28年度決算書付属資料では、平成26年度国保税未収の内訳では、未納額が3,804万5,090円、27年度4,186万8,721円。毎年400万円から500万円の未納額がふえ続け、28年度決算では国保税5億2,298万6,524円の8.9%、未納額は4,684万2,100円になります。

本町の国保加入者の内訳は、平成28年度3月現在、加入者8,602人、人口は2万7,812人の30.9%になります。

所得別で見ますと、100万円未満が6,370人、200万円未満が1,291人、実に加入者の89%の7、6……（「児玉君、児玉君」の声あり）はい。

○議長（三角 良人） 討論だから、簡潔に。ちょっと数字はあんまりあれせんで、何で反対かを素直にさっと言ってください。

○議員（1番 児玉 求） 数字も示さないと、皆さんよく理解できないんじゃないかと思えます。それは非常に大事なことですんで、一応。

○議長（三角 良人） 委員会で大体その辺は討論しとるでしょうが。それじゃけえ、何で反対かを的確に言ってください。数字は皆さんわかってますから。この前やってるから。

○議員（1番 児玉 求） 時間はそうかかりませんので、もうしばらくちょっと聞いてください。大事なところですんで、議長。

○議長（三角 良人） 大事じゃない、みんなわかつとるやん。

○議員（1番 児玉 求） 非常に大事なところで、もうちょっとだけ（「あなただけ大事やない」の声あり）実には加入者の89%、7,661の方の所得は200万円未満であります。

現在の国保の構成は、年金生活者、無職と非正規労働者が合わせて国保世帯の8割近くを占めており、被保険者は短期証もない、無保険者の方が110世帯135人おられます。

最後の1984年の給付費60%から50%に引き下げた国保解約により国庫支出金の減額により、国保税の値上げによるものです。加入者は貧困などに保険料は高いため払うことができず、未納額が年々ふえる、国保の構造的矛盾が深刻しております。一般会計からの法定外繰り入れをして、未納額の解消、また国保税を引き下げ、短期証、無保険者をなくし、本来の目的であります皆保険を実現すべきと思います。よって、28年度の国保特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

○議長（三角 良人） 反対討論は、いつも言ようでしょうが。賛成された方に、私はこの辺がだめだからこれについて反対しますって。あなたの持論をここで言ってもしょうがないわけです、討論では。ちょっとあなたね、いいですか。討論とは何かをもう少し理解してください、あなたは。

○議員（1番 児玉 求） 理解してるつもりですが。

○議長（三角 良人） わかってない、みんな反対しよる。討論やないってみんな言いよるやないですか。

○議員（1番 児玉 求） それじゃあ、今の国保に対して賛成の討論をしてください。（「話聞いてどうするん」の声あり）いや、議長、これを聞きたい。

○議長（三角 良人） いい。いい。ほかに討論あります。——これにて討論を終結します。よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第48号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第49号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉君、討論ですよ。反対討論です、ちゃんとしてくださいよ、討論を。

○議員（1番 児玉 求） 反対ですから、皆さんが理解されるように一応お話しします。じゃあ今から。

○議長（三角 良人） いいですか。討論ってわかってますね。今さっき言いましたとおり。いいですか。

○議員（1番 児玉 求） もちろんです。

議案第49号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者、後期高齢者を国保や健保から引き離して、75歳以上のだけの……

○議長（三角 良人） それやけえ言いよるでしょうが。持論やなくて、会計の歳入歳出について、どこがどうだから反対しますとかいうのが討論なんです。あなたの持論を言っても討論にならないって言いよるうが。

○議員（1番 児玉 求） 討論を言わないとわからないんですから。

○議長（三角 良人） 討論になってないって言ってるでしょうが、あなた。本当にもう。（「先に制度の問題」の声あり）

○議員（1番 児玉 求） そうです、制度上が問題であると。（「それは言わんでいい」の声あり）

○議長（三角 良人） そうじゃないと。（「制度に対する反対じゃない」の声あり）会計を認定するかせんかだから。じゃけえ、使い方のここが悪いとか、そこが悪いからっていうことを言うて反対討論せにや。あなたの持論を言ってもしょうがないわけ、討論に。意見だからそれは。たんびたんび言いよる。ちょっと理解してくださいよ、あなたの中で。

○議員（1番 児玉 求） 議長、もちろん数字もそうですけど。

○議長（三角 良人） その数字が大事なことですよ。

○議員（1番 児玉 求） それもちろんそうではありますが。

○議長（三角 良人） それやけ違うって言いよるうが、あなた。（「決算ですよ、決算」の声あり）決算だから、この会計のこの使い方がどうだから反対しますとか、そういうことを言うのが討論ですよ、このときの。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、もちろんそれはわかります。

○議長（三角 良人） わかっとらんやないですか、何か持論を言いよるだけじゃないですか、あなたは。

○議員（1番 児玉 求） 当然それもわかりますが。

○議長（三角 良人） わかりますやない、それが討論って言ってるでしょうが。（「制度は変えられないんですよ」の声あり）あなたのね、持論を言うとかやないって言いよるうが。

○議員（1番 児玉 求） そういうことはないでしょ。

○議長（三角 良人） そういうことです。

○議員（1番 児玉 求） 制度が変えられんということはありません。

○議長（三角 良人） そういうことをね、ちょっと待って、そういうことを言う場所やないの、

ここは。決算認定だから。（「委員会でやっとならないですか」の声あり）わかっています、あなた。たんびたんび、討論は何かって言いよるのに。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、まあちょっと……

○議長（三角 良人） いやいややなくて、ちゃんと討論してください。反対討論なら反対討論、ちゃんとしてください。あなたの持論を聞く場所じゃない。

○議員（1番 児玉 求） もちろん持論でもありますが。

○議長（三角 良人） ないって言いよろうが。わからんね、あなた。この前渡したでしょ、討論はどうかのこうのって、読んでください言うて。読みましたか。

○議員（1番 児玉 求） 反対なら反対討論に導くようにというのが、討論の、そういう話ですが。しかし、皆さんの意見と言いますか（「決算の委員会しましたから、言いましたから」の声あり）いやいや、この制度上の……

○議長（三角 良人） もう、ちょっとやめて。ちゃんと討論してって言いよるやろ。却下しますよ。（「却下」の声あり）（「制度に反対する」の声あり）

○議員（1番 児玉 求） そうです。（発言する声あり）

○議長（三角 良人） それやけえ違うって言いよろうが。だから違うって言ってるでしょうが。（「決算に対して反対」の声あり）

○議員（1番 児玉 求） ちょっと納得できませんね、その。

○議長（三角 良人） あなたが納得できないのはしょうがない。理解できないんだから、あなたには。

○議員（1番 児玉 求） 理解できないという言い方はおかしいでしょう。

○議長（三角 良人） できてないでしょうが。もう何年になります、あなた、議員になってから。たんびたんび、こんなことを言われてから、皆さんから。

○議員（5番 田ノ上 真） そういう議論の場じゃないと思います。進めましょう。

○議長（三角 良人） 児玉議員、座ってください。

これにて討論を終結します。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は認定とするものです。よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第49号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第50号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よっ

て議案50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第50号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第51号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第51号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第52号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第52号平成28年度須恵町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

日程第7. 議案第53号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第53号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。それでは、議案第53号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書7ページでございます。

工事名、城山防災会館（仮称）建設工事、契約方法、指名競争入札、請負金9,806万4,000円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字植木596番地2、株式会社若杉建設、代表取締役、若杉良富、契約保証の方法、契約保証金現金980万7,000円、工期は契約の効力が生じた日から平成30年3月15日までとなっております。

今回の工事につきましては、本店の所在地が須恵町内及び福岡市にあり、かつ須恵町指名競争入札参加者基準要項別表で、建築工事一式、B級以上、経営審査事項の評点が660点以上の

5社を指名し、8月の2日に指名通知及び仕様書配付、8月17日に入札会を実施しております。落札率は98.72%です。

入札参加業者名はとの質疑ですが、有限会社小野工務店、株式会社飯田工務店、株式会社アルシスホーム、株式会社若杉建設、株式会社小柳技建です。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第53号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第54号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第54号名誉町民の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第54号名誉町民の推戴について、総務建設産業委員長の審査報告をいたします。

議案書は8ページでございます。

須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものです。住所は東京都港区芝4丁目16番1、氏名、渡邊具能、生年月日、昭和16年4月7日76歳でございます。

提案理由としましては、須恵町表彰条例第3条の、本町に20年以上住所を有したのあるもので、町の行政、産業及び経済等の発展、もしくは学術、技芸及び教育等の文化の興隆、その他、町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、深く町民の尊敬を受ける者に該当することから、名誉町民に推戴するもので、功績といたしましては、須恵町を縦断する高速道路の須恵スマートインターチェンジの開設や県道志免・須恵線の開通などに御尽力をいただき、須恵町の産業、経済の発展、また豊かな町民生活の実現に大きく貢献されたことです。

次のページをお願いします。

経歴書です。渡邊氏は昭和39年に九州大学工学部を卒業後、国道交通省の前身である運輸省に入省、平成8年衆議院議員総選挙に福岡4区から、自民党公認を受け出馬され、初当選から4期を務められました。平成18年には第1次安倍内閣の国土交通副大臣に就任されました。本

町の名誉町民は昭和58年の原田昇元町長以来2人目の推戴となります。

以上、採決の結果、委員会全員で同意でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号名誉町民の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

日程第9. 議案第56号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第56号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第56号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊歳入歳出予算補正予算書1ページです。

歳入歳出補正予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,378万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ84億4,477万8,000円とするものです。

2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正第2条、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正、1追加、課税資料ファイリングシステム借上げ料、期間が平成29年度から平成34年度まで。限度額1,050万円、粕屋南部消防組合負担金、平成28年度借入れ償還分、期間平成29年度から平成33年度まで、限度額1,194万9,000円とするものです。

歳入の主なもの、13款2項国庫補助金では、社会保障税番号制度システム整備費、国庫補助金898万9,000円、16款寄附金750万円は水戸病院、吉松秀則氏より50万円の篤

志寄附金とふるさと応援寄附金700万円です。

18款繰越金3,338万2,000円は、28年度決算の実質収支額2億5,919万7,000円から、補正財源として一部計上するものです。

19款3項雑入では、社会福祉協議会交付金返納金、福岡県町村会、町イチ村イチ2017参加助成金など、389万2,000円の補正です。

歳出の主なものは人件費で、4月の人事異動による職員給与と不用になった9件の費目の補正です。それ以外の主なものは、2款1項総務管理費では、議案第54号名誉町民推戴に係る120万円、ふるさと応援寄附金記念品245万円、社会保障税番号制度システム整備業務委託料1,006万6,000円で、うち国庫支出金が898万9,000円です。篤志寄附金50万円は財政調整基金に積み立てます。

2項徴税费では、町税過誤納還付金596万6,000円が主なものです。

3款民生費1項社会福祉費373万7,000円は、旧アザレア幼稚園電気設備改修工事請負費200万円、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金233万7,000円などです。

2項児童福祉費では、アザレア幼稚園、れいんぼ一幼稚園の修繕費114万6,000円、7款商工費では、町イチ村イチ2017に出展にするための費用を検証。

8款土木費では未登記処理委託料80万円、10款教育費では小中学校パソコン借上げ料73万円、第一小学校フェンス設置工事請負費45万円などが計上されています。

質疑として、歳入において、16款寄附金では篤志寄附金について、ふるさと応援寄附金について。

歳出において、2款総務費では名誉町民記念品について、ふるさと応援寄附金返礼品の割合について、ふるさと応援寄附金を推奨するための、これから先の方向性について、町税過誤納還付金のグループホーム特例措置について、還付加算金の時効について、3款民生費では、社会福祉協議会交付金の人件費分の内訳について、旧アザレア幼稚園わくわくルーム電気設備工事の内容について、旧アザレア幼稚園跡地の遊具、草刈りについて、地域活性化センターホール照明改修工事設計業務委託料の内訳について、シルバー人材センター跡地の活用についてなどの質疑がありました。

質疑を踏まえ採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 私、特別審査委員会では賛成をいたしました。この渡邊具能氏のちょっと予算書を見ていただきまして、2款1項11節の需要費、報償費、旅費、120万円余

という予算が計上されておりました。賛成をいたしました。が、結局反対になって、時期尚早じゃないかと思い反対討論をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに討論のある方。——これにて討論を終結します。よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第56号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。が御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第10. 議案第57号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第57号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第57号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書23ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ465万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億2,065万4,000円とするものです。

事項別明細書26、27ページをお開きください。

歳入9款1項1目繰越金465万4,000円は、28年度からの繰越金です。

28、29ページをお開きください。

歳出9款1項5目国庫支出金等返還金685万3,000円の増額補正は、療養給付費交付金確定後の超過分を診療報酬支払基金へ返還するものです。

10款予備費219万9,000円は、収支調整のための減額補正です。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第57号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第58号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第58号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書30ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ233万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億1,433万7,000円とするもので、職員の人事異動に伴う不足する人件費関連の補正のみでございます。

事項別明細書33、34ページをお開きください。

歳入3款1項他会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金233万7,000円の増額補正をしております。

35、36ページをお開きください。

歳出1款1項総務管理費では、人件費233万7,000円を増額補正しております。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第58号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第58号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第59号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第59号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書の37ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ28万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億728万1,000円とする。

第2項歳入歳出の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

40ページの事項別明細書の歳入ですが、6款繰越金は収支調整による増額となっております。

42ページの歳出は、2款下水道事業費でマンホールポンプの追加に伴う維持管理業務委託料の増額です。マンホールポンプの数についての質疑があり、現在は28カ所あり、今回の補正は1個分の単価のことです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第59号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第60号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第60号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書44ページでございます。

第1条、平成29年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。以下、第2条、第3条は、実施計画内訳書にて説明いたします。

45ページでございます。

第4条、企業債の限度額の補正です。起債の目的、水道事業債、変更前限度額1億5,220万円を、変更後1億6,520万円とする。緊急時連絡管布設事業費に伴う1,300万円の増額です。国庫補助金の減額分を補填するものです。起債の方法、利率、償還の方法は従来どおりとなっております。

46ページをお願いします。

第2条の収益的収支の支出23万円の増額は、労務単価の改定に伴います水源補償費等の増額です。第3条の資本的収入24万4,000円の減額は、緊急時用連絡管に伴う企業債の増額及び国庫補助金の確定に伴う減額です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億5,047万円は、損益勘定留保資金で補填します。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第60号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

○議長（三角 良人） 日程第14、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙を議題とします。

本件は、財産組規約第5条及び第6条第1項の規定により、関係市町の議会議員の内から関係市町議会において1人を選挙することになっておりますので、これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第188条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に、三上政義君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長において指名しました三上政義君を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、三上政義君を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と決定しました。

三上政義君に、会議規則第32条の第2項の規定により、告知をいたします。

ここで、三上政義君に当選の御挨拶をお願いします。三上君。

○議員（12番 三上 政義） ただいま、議長より糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の議会議員として指名を受け、当選させていただきました。まことにありがとうございました。皆様方の御指導、御鞭撻を賜りながら、財産組合の本部のさらなる発展を心に決め、努力してまいりたいと思います。

これからもどうぞ、よろしく願いいたします。皆さん、ありがとうございました。（拍手）

日程第15. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営及び会議システム導入について、文教厚生委員会より介護予防、認知症防止にかかわる取り組みについて、総務建設産業委員会より税務課の業務について、以上、各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査と付することに決定しました。

日程第16. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第16、議員の派遣についてを議題とします。

お諮ります。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、議員は特別会議室に御集合願います。

終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。会議を閉じます。平成29年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時25分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 三角 良人

署名議員 2 番 世利 孝志

署名議員 3 番 白水 勝元